

調布市公共工事環境配慮指針



平成 27 年 3 月

調 布 市



目 次



1	背景と目的	1
2	基本方針	1
3	期待される効果	4
4	対象と配慮内容	5
4-1	対象とする事業主体	5
4-2	対象工事の種類	5
4-3	対象工事の経過措置	5
4-4	対象工事の規模	6
4-5	チェックシートの種類	7
4-5-1	環境配慮チェックシート	7
4-5-2	法的要求事項チェックシート	8
4-5-3	入力方法	8
4-5-4	各チェックシート様式	
	・工事概要書	11
	・環境配慮チェックシート	12
	・法的要求事項チェックシート（都・市）	16
	・法的要求事項チェックシート（国）	21
4-5-5	環境配慮チェックシート項目の解説	31
5	推進体制	56
6	進行管理	57
7	手順とフロー	58

1 背景と目的

調布市では、環境保全に関する関心の高まりや市民団体等による環境活動の活性化、シックハウス症候群やアスベスト被害等の新たな問題の発生といった社会情勢の変化を踏まえ、環境への取組を総合的、横断的な見地から見直し、これらの変化に対応した計画として、平成18年3月に「調布市環境基本計画」を策定しました。その中で、開発事業や道路づくり等における環境配慮など、環境負荷の低減に努めることを目標に掲げています。

一方、平成17年4月、公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等についていわゆる「環境配慮促進法」が施行され、地方公共団体においても、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、環境に配慮した事業活動（環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境保全に関する活動が自主的に行われる事業活動）の促進のための施策を推進するように努めるものとされています。

また、調布市では、平成22年3月に「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、平成23年3月に「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。加えて、市民から公共工事に対する調布市独自の環境配慮の要望がありました。以上のことが、本指針策定の背景として挙げられます。

本指針は、調布市が行う公共工事における環境への配慮を推進することを目的に、一定規模以上の公共工事を対象に、計画段階から着実に環境配慮を行うため、環境配慮チェックシートにより供用段階まで進行管理をしていくものです。

本指針の策定に当たっては、平成23年度に庁内の工事担当課にヒアリングを行ったほか、平成24年度から平成26年度にかけて、調布市環境調整協議会公共工事環境配慮推進部会において協議を行いました。今後も同部会において、本指針の取組状況等の評価を行うとともに、公共工事における環境配慮の推進を図って参ります。

2 基本方針

調布市では、「調布市環境基本計画（平成18年3月策定）」において、調布市の目指す環境の将来像を「未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布ー私が守る地球、私が育む調布の自然と暮らしー」としています。

調布市環境基本計画においては、基本理念を「持続可能な人間社会の存続とすべての生き物が共有する地球、地球環境を保全、回復する」、基本方針を「人と自然の共生を目指すまち＝調布」とし、以下の三つの方針を掲げている。

- ・ 守り育てる
- ・ 減らし循環させる
- ・ 参加・協働する

調布市環境基本計画（平成18年3月策定）より抜粋

これらの基本理念・方針に基づき、公共工事における環境配慮を推進していく必要があります。

また、「調布市環境基本条例（平成7年3月17日制定）」では、協働の責務として、市、市民及び事業者の責務を以下としています。

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、協働することによって、その責務を果たすとともに、人類の生存の基盤である地球環境の保全等に寄与するものとする。

(市の責務)

第5条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野性生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 人にやさしい地域社会の形成に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、環境の保全等に必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動について、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

調布市環境基本条例（平成7年3月17日制定）より抜粋

以上の調布市環境基本条例にあるとおり、調布市は、市の責務として環境施策を展開に取り組んでいく必要があります。

「調布市公共工事環境配慮指針」は、調布市が実施する公共工事の際に検討すべき環境配慮を挙げたものであり、計画、設計、施工、供用の各段階において、環境配慮の取組を検討・実施します。

この指針を通じ、調布市環境基本条例にある「市の責務」を果たしていくとともに、

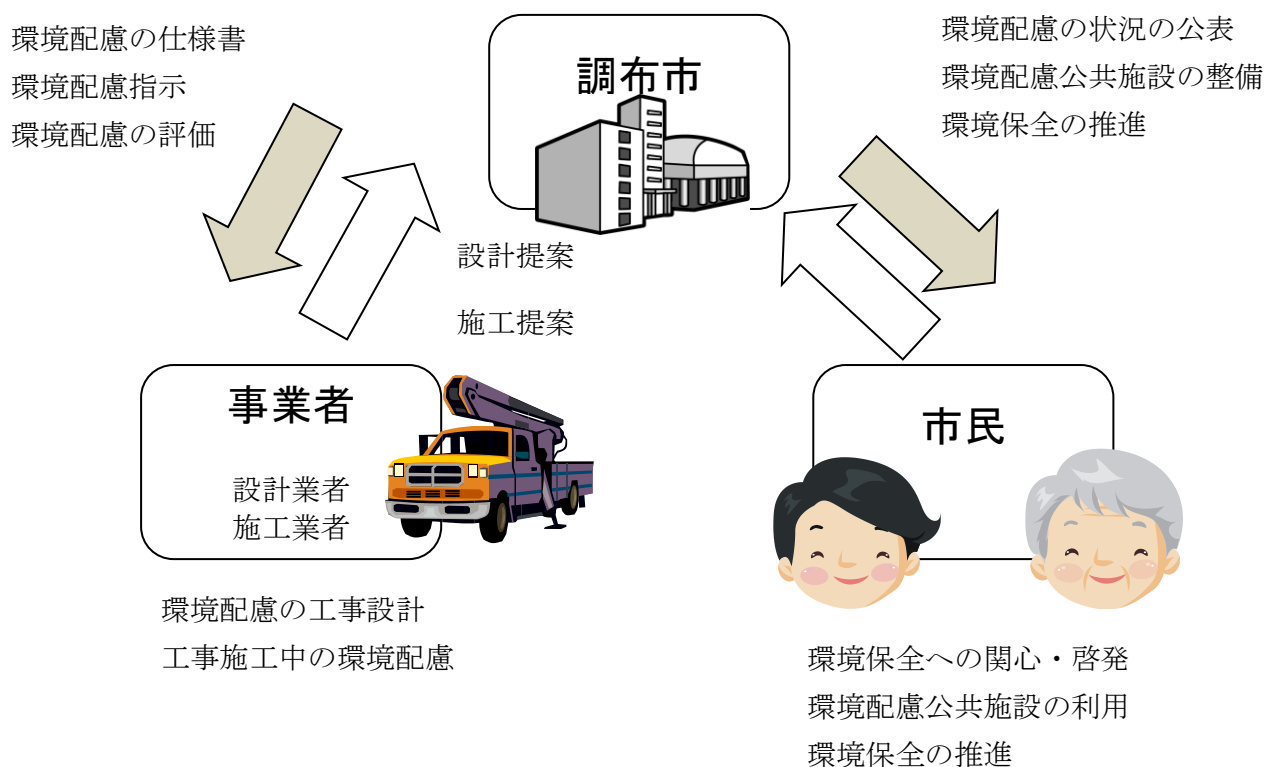
市職員一人ひとりが環境への理解を深め、環境に配慮した取組を率先して進めることにより、職員の意識の向上につなげます。

この指針の対象となる事業主体は調布市ですが、工事の発注などを通じて、計画、設計、施工、供用の各段階において、事業者对环境に配慮した材料、設計及び施工方法等の採用を推進し、事業者に対する環境配慮への理解の深化を促し、環境配慮への取組を推進します。

また、事業者からの環境配慮への取組の提案等についても積極的に取り入れ、事業者の努力を最大限評価することにつなげていきます。

そのことは、調布市環境基本条例にある「事業者の責務」としての、事業活動の環境負荷の低減につながるとともに、市と事業者の協働による環境保全の取組となることも期待できます。

なお、この指針に基づき、公共工事における環境配慮を定着させていくとともに、社会情勢の変化や財政状況等にも考慮しながら、適切な規模と内容で運用していきます。



3 期待される効果

- 従来、調布市が行う公共工事における環境配慮は、国や都の指針等を参考にして対応しており、市全体として共通のルールがありませんでした。本指針において検討すべき環境配慮事項がチェックシートになっていることにより、環境配慮の対応漏れがなくなるだけでなく、予算決定前の計画段階から十分に検討し、確実に環境配慮を推進することができます。
- どのような環境配慮を実施したのか、または実施できなかったのはどのような理由からなのかをチェックシートに記録することで、データ集積が可能になり、環境配慮のノウハウの蓄積等が期待できます。また、市職員の環境保全意識の向上にもつながります。
- 従来、公共施設では、施設主管課が工事主管課に設計及び施工管理を依頼するため、施設の環境配慮についての知識が不十分である場合が考えられますが、このチェックシートにより、施設主管課と工事主管課が細かい環境配慮項目についての実施状況の情報共有が制度化され容易になり、計画から供用後の管理まで、施設主管課がより積極的に環境配慮に取り組むことが可能になります。
- この取組の結果を調布市ホームページ等で公開することにより、公共工事における環境配慮状況の公表と、情報の公開を推進することができます。
- 市が発注する事業者に対しても、環境に配慮した設計や工事を発注していくことで、事業者の環境配慮意識の向上や、事業者の工事における環境配慮のノウハウの蓄積が期待できます。また、市が環境配慮契約等を推進していくことで、事業者からの環境配慮提案を受けられるようになり、優れた技法の採用や、事業者の環境配慮技術の向上に寄与することが期待できます。

4 対象と配慮内容

4-1 対象とする事業主体

対象とする事業主体は調布市です。

4-2 対象工事の種類

対象となる工事は、調布市が実施する土木工事、建築工事、その他工事（設備工事等）とします。

【土木工事】

公園・緑地の整備，下水道の整備，道路の新設・拡幅，道路の改修，駐輪場の整備

【建築工事】

新築，増築・改築，改修，解体・撤去

【その他工事】

設備工事等

4-3 対象工事の経過措置

経過措置として、平成27年4月1日現在において、設計が終了しているものは、対象外としますが、準用に努めることとします。

4-4 対象工事の規模

対象とする工事の規模は、「表 対象工事の規模」に示す規模とします。ただし例外として、将来的には環境への影響が想定されない、もしくは影響の程度が十分に小さく環境配慮を行う必要がないと判断されるもの、緊急を要するものについては、環境政策課と協議し、市長が認めた場合には対象外とすることができます。加えて、災害復旧工事については、対象外とすることができるものとします。

対象規模未達の工事においては、当指針の準用に努めることとします。なお、その場合のチェックシートの作成は、主管課の判断とします。

表 対象工事の規模

区分	対象工事	面積	金額	備考
		どちらか一方に該当していれば対象とする		
土木工事	公園・緑地の整備	1,000 m ² 以上	1,000 万円以上	補修工事及び施設の更新を除く
	下水道の整備		3,000 万円以上	
	道路の新設・拡幅	幅員 12m以上		
	道路の改修		3,000 万円以上	
	駐輪場の整備	500 m ² 以上		
建築工事	新築	500 m ² 以上	3,000 万円以上	
	増築・改築			
	解体・撤去			
	改修		5,000 万円以上	
その他工事 (設備工事等)			5,000 万円以上	

- ・土木工事における整備とは、新設、改修を指します。
- ・設備工事等はリースを含みます。
- ・工事規模の金額は契約金額または予算金額とします（予算金額を優先）。
- ・同一敷地における各種工事では、まとめて一つのチェックシートを作成します（例：建築工事、設備工事及び外構工事をまとめて作成します）。

4-5 チェックシートの種類

チェックシートは、本指針に基づく「環境配慮チェックシート」と国・都・市で義務付けられた事項を確認する「法的要求事項チェックシート」の2種類とします。

4-5-1 環境配慮チェックシート

(1) 環境配慮内容

環境配慮チェックシートは、環境配慮を推進するため、法令の基準に上乗せした配慮が望ましい事項や、法律・条例の義務には該当しないが配慮が望ましい事項等を挙げたものです。

環境配慮チェックシートは、計画、設計、施工、供用の段階ごとに作成し、法律や条例で義務付けられている内容を上回る環境配慮や、法律や条例で努力義務としている内容等を検討・実施した場合に、環境配慮内容を環境配慮チェックシートに入力します。実施、一部実施、検討、検討せずの4種類の評価とし、該当の有無や代替配慮についても入力します。また、該当しない場合には、その理由を入力します。さらに、配慮内容や代替配慮内容または検討したが実施できなかった理由も入力します。各評価は集計し、環境配慮加点と環境配慮率を算出します。

環境配慮分野は以下のとおりです。詳しい内容は、12～15ページの環境配慮チェックシートを参照してください。

① 公害の防止・生活環境への配慮

周辺状況や、大気・騒音・振動・悪臭、水質、土壌、地盤沈下、光害、風害、シックハウスや有害物質等の公害対策等

② 自然環境・生物多様性への配慮

土地の改変等による既存の自然環境・動植物への保全対策や、緑の量・質、緑化の際の生物多様性への配慮、雨水利用・浸透等の水環境への配慮等

③ 景観・歴史文化・人と自然とのふれあい環境への配慮

景観や歴史的文化的資源の保全、緑や水とのふれあいの場を保全・創造、植栽により建物や人工物を隠す等の配慮等

④ 地球環境保全への配慮

CO₂対策や、省エネ、再生可能エネルギー、屋上緑化・壁面緑化等によるヒートアイランド対策、施設の長寿命化、リサイクルの推進、廃棄物適正処理等

⑤ その他全般・監理

環境配慮契約や、監視体制、周辺住民への情報提供等

(2) 配点

環境配慮チェックシートの配点は以下のとおりとします。

表 調布市公共工事環境配慮指針環境配慮チェックシートの配点

内容	実施	一部 実施	検討	検討 せず	※代替 配慮
記号	◎	○	△	×	代
得点	3	2	1	0	
基準	配慮策を 全て実施	配慮策のうち、 一部を実施	結果的に実施で きなかったが、 検討した	十分な検討を行 わなかった	

法基準の上乗せや努力義務の内容等
の配慮を実施

法基準で実施

※代替配慮は、チェック項目の内容ではなく代替策で配慮を行った場合、それぞれ実施、一部実施、検討で入力します。

4-5-2 法的要求事項チェックシート

「法的要求事項」チェックシートは、「法的要求事項チェックシート（国）」と「法的要求事項チェックシート（都・市）」の2つとします。（国）は、環境に関する国の法令を挙げたものです。また、（都・市）は、東京都の条例、調布市の条例・計画などを挙げたものです。これにより、関連法規等の確認を行い、チェックシートに○×方式で入力します。実施した場合は○を、該当しない場合には、-を入力します。該当するが実施しなかった場合には×を入力します。

4-5-3 入力方法

各チェックシートは、表計算ソフト（マイクロソフト エクセル）で入力します。

土木工事は、工事主管課で各チェックシートを作成します。

建築工事、その他工事（設備工事）、駐輪場の整備は、施設主管課と工事主管課が連携・協力して、各チェックシートを作成します。

工事概要書、環境配慮チェックシート、法的要求事項チェックシート（都・市）、法的要求事項チェックシート（国）をそれぞれ入力します。所属課長の決裁をとる際には、工事概要書に、環境配慮チェックシートと法的要求事項チェックシートを添付します。

各チェックシートの段階別入力方法は以下のとおりです。フローは、58～59 ページにあります。

① 計画段階

各項目が当該工事に該当するかどうかを確認し、該当する場合には「有」、該当しない場合には「－」を選択し、該当しない理由を入力します。該当する場合、各環境配慮事項について検討し、配慮実施内容を計画する過程で、関係課と協議するなど調整を図ります。計画内容が、各環境配慮事項について、実施する予定は◎、一部実施予定は○、検討したが実施せずを△、検討せずを×で入力（選択）します。なお、法的要求事項チェックシートの場合は、実施が○、該当なしは－、実施せずは×で入力し、実施した場合には、実施内容を入力します。

各チェックシート完成後、所属課長の決裁をとります。建築工事や設備工事の場合、完成した各チェックシートは、工事主管課の合議をとります。

決裁完了した各チェックシートのコピー及び電子媒体を、環境政策課に提出します。

また、建築工事や設備工事の場合、決裁完了した各チェックシートのコピーは、「工事に係る調査・設計依頼書」に添付して工事主管課に送付します。

※規模が小さい等、計画と設計を分けずに同時に行う場合でも、必ず設計に入る前に計画段階のチェック欄を入力します。

② 設計段階

計画段階で実施、一部実施の項目について、設計に盛り込まれたか、施工時に向けて設計段階においても採用で良いか等を検討し、チェックシートに入力します。また、設計時の業者提案により、新たに可能となった環境配慮事項には、該当の有無を修正し、設計段階のチェック欄に実施◎か一部実施○で入力します。そして、検討したが実施せずを△、検討せずを×で入力します。なお、法的要求事項チェックシートの場合は、計画段階で入力した内容に必要な応じて修正をします。

チェックシート完成後、所属課長の決裁をとります。建築工事や設備工事の場合、完成したチェックシートは、工事主管課で決裁後、施設主管課の決裁をとります。

決裁完了したチェックシートのコピー及び電子媒体を、環境政策課に提出します。

そして、建築工事や設備工事の場合、決裁完了したチェックシートのコピーは、「工事施行依頼書」に添付して工事主管課に送付します。

③ 施工段階

設計段階で実施、一部実施の項目について、施工計画書に盛り込まれたか、現場で施工されたか等を確認し、チェックシートに入力します。また、施工時の業者提案により、新たに可能となった環境配慮事項には、該当の有無を修正し、施工段階のチェック欄に実施◎か一部実施○で入力します。そして、検討したが実施せずを△、検討せずを×で入力します。なお、法的要求事項チェックシートの場合は、設計段階で入力した内容に必要な応じて修正をします。

チェックシート完成後、所属課長の決裁をとります。建築工事や設備工事の場合、完成したチェックシートは、工事主管課で決裁後、施設主管課の決裁をとります。決裁完了したチェックシートのコピー及び電子媒体を、環境政策課に提出します。

④ 供用段階

供用段階（建築工事においては、竣工検査）において、施工段階の内容と同様の環境配慮が実現できたか否かを検証します。その結果、追加的措置の必要性の有無を含めて検討し、チェックシートに入力します。なお、法的要求事項チェックシートの場合は、施工段階で入力した内容に必要な応じて修正をします。

チェックシート完成後、所属課長の決裁をとります。建築工事や設備工事の場合、完成したチェックシートは、工事主管課の合議をとります。決裁完了したチェックシートのコピー及び電子媒体を、環境政策課に提出します。

4-5-4 各チェックシート様式

調布市公共工事環境配慮指針 環境配慮チェックシート

件名				竣工日(予定)							
環境項目配慮	配慮例	No.	環境配慮事項 ◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ×:検討せず	該当有無	段階				代替配慮	該当しない理由 配慮内容 検討したが実施できなかった理由	
					計画	設計	施工	供用			
(1)公害の防止・生活環境への配慮											
握情周 報辺 の環 境 把握	生活環境調査(騒音, 振動, 大気, 水質等), 特に配慮が必要な施設(学校, 病院など)の有無を確認することなど	1	生活環境の状況把握								
		2	学校・病院など影響を受けやすい施設等の存在把握								
臭大 気 ・ 騒 音 ・ 振 動 ・ 悪	交通流対策による影響緩和の計画, 発生源となる可能性のある施設・機器や工事の内容の適切な予測とそれらが悪影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずることなど	3	交通流の変更等による影響回避・低減策								
		4	供用後の影響対策の採用								
		5	工事中の影響対策(運搬車両・建設機械, 工事方法)の採用								
		6	工事時期・時間等の調整								
汚水 濁質	施設の排水処理や監視の他, 建設工事中の排水対策など	7	水質汚濁への配慮								
土 壌 汚 染	土壌汚染の可能性がある場所での事業や土を外部から持ち込む場合の配慮措置としては, 搬入土壌の搬入元における汚染の有無確認, 搬出入土に係る配慮措置など	8	土壌汚染の有無の把握								
		9	搬出入土壌に係る対策								
		10	汚染地の土壌飛散対策								
地 盤 沈 下	盛土工事が含まれる事業や軟弱地盤において建築物を設置する場合の配慮措置としては, 周辺地盤状況の調査, 適切な工法の採用, 構造物の軽量化, 液状化の可能性調査・対策など	11	圧密沈下対策								
		12	液状化対策								
障 光 害 ・ 風 日 害 照 阻 害 ・ 電 波	照明による影響緩和, 日照阻害・電波障害・風害の防止対策としての建築物の配置, 高さ, 形態の工夫など	13	光源の設置位置・光量・光色・時間・方向等への配慮								
		14	窓ガラス等による反射光の影響回避								
		15	周辺への日照阻害に係る配慮								
		16	電波障害の防止・抑制								
		17	ビル風への防止対策								
有 害 物 質	建築物の新設・解体や機器の分解を伴う場合の配慮措置としては, 有害物質を含有する建築物や機器の適正処理など	18	室内空気汚染(シックハウス)に係る対策								
		19	アスベストやフロン事前調査, 適正処理								
		20	PCB含有機器, ダイオキシン発生機器, 六価クロム含有再生路盤, その他有害物質に係る法規制への対応								

環境 項目 配慮	配慮例	No.	環境配慮事項 ◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ×:検討せず	該 当 有 無	段階				代 替 配 慮	該当しない理由	
					計 画	設 計	施 工	供 用		配慮内容 検討したが実施できなかった理由	
(2)自然環境・生物多様性への配慮											
の然周 把環辺 握境自	特筆すべき自然環境が存在しないか調べることなど	21	自然環境に係る現状の把握								
		22	影響を受けやすい動植物等の把握								
動植物の 生育 創生 息出 状況の 保全	土地の改変等による既存の自然環境への影響を最小限に抑える配置, 工事影響範囲における自然環境の復元, 市街地における緑化の実施, 動物の移動ルート確保, 保全対象種の選定とその生育生息環境への配慮, 動植物の生態に配慮した工法, 工程計画に係る対策, 改変区域の変更・縮小化, 緩衝地帯設置, 道路等の附帯施設設置など	23	動植物の生息環境の保全対策								
		24	自然環境の復元								
		25	野生生物の移植・代替生息地の確保								
		26	工事方法・時期等の対策								
緑の 量の 確保 ・ 生物 多 様 性 へ の 配 慮	土地を改変したり, 建築物を建設する場合の配慮措置としては, 計画的な土地利用, 施設(周辺・壁面・屋上等)の緑化, 緑の適正管理など	27	緑地の保全対策								
		28	屋上・壁面, 法面, 人工地盤等に係る緑化								
		29	生物多様性に配慮した緑化								
		30	在来種・結実種(食餌植物)の植栽								
		31	水と緑のネットワーク化に配慮した緑化等								
		32	現存植生の移植等								
		33	造成後の更地の緑化に係る対策								
確健全 害／な 対都水 策市循 型環 水の	雨水浸透ますの設置, 雨水貯留浸透施設の設置, 雨水利用設備の設置, 湧水の保全, 透水性舗装, 節水など	36	雨水・排水利用システムの採用								
		37	透水性舗装, 雨水浸透施設の採用								
		38	節水システム採用								
(3)景観・歴史文化・人と自然とのふれあい環境への配慮											
源周 辺環 把境 握資	市民等に親しまれている眺望, 公園など日常的に自然とのふれあいの場として利用されている緑や水辺の有無を確認することなど	39	特筆すべき眺望点・景観資源・社会資源の状況の把握								

環境項目配慮	配慮例	No.	環境配慮事項 ◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ×:検討せず	該当有無	段階				代替配慮	該当しない理由 配慮内容 検討したが実施できなかった理由	
					計画	設計	施工	供用			
地域の保全・創出	眺望場所の保全,眺望を遮らない立地・施設計画,良好な景観の創出,自然とのふれあいの場へのアクセスルートの確保,周辺と調和する施設形状・色彩,地域の植生を活かした遮蔽植栽など	40	景観等に配慮した計画・設計								
		41	眺望点の保全対策								
		42	周辺の街並みと調和した景観形成対策								
		43	建築物の修景や屋外広告物・照明等の対策								
		44	工事中の景観配慮								
文歴史	歴史的・文化的資源への保全・活用・配慮など	45	歴史的・文化的資源への配慮								
身近な緑や水辺の保全・創出	施設の配置等の見直し,自然とのふれあい施設とそこへのアクセス性,遮蔽,身近な自然を楽しむ人の多い時期・時間帯に配慮した工事工程とすることなど	46	自然とのふれあいの場の保全・創造								
		47	遮蔽植栽等による影響軽減対策								
		48	工事の時期・時間帯の対策								
(4)地球環境の保全への配慮											
温暖化対策	交通ネットワークの配慮,車輛のエコドライブ,温室効果ガスの不使用・適正管理など	49	CO2等温室効果ガスの対策								
		50	フロン・SF ₆ 等の対策								
省エネルギー・省資源	燃料や電気を利用する施設の新設・改修や運搬機器の省エネを実施する場合には,熱負荷の低減,空調の適正運転,照明等に係る電力削減,給湯方式の効率化,運搬車両の省エネ,適正なエネルギー管理システムの採用など	51	エネルギーマネジメントシステムの導入								
		52	施設部位に応じた空調制御方式の採用								
		53	照明設備の照度・点灯時間等による対応								
		54	消費エネルギーの少ない機器や運転方法								
再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入,効率的な熱利用など	55	高効率給湯方式の導入								
		56	再生可能エネルギーの採用								
ドヒートアイラン	地上において施設を新設・改修する場合における配慮措置として,建物周辺の緑化・水面の設置,屋上・壁面緑化,高反射率の被覆材の採用など	57	地点熱供給・建物間熱融通等の採用								
		58	地上・建物における緑化								
既存施設の長寿命化/有効利用	既存施設の有効利用,高耐久性の構造・工法・材料の採用,機能の変化に対応可能な改修・修繕が容易となる建築物の配置・モジュール化,容易な維持管理など	59	地上・建物における被覆材の採用								
		60	既存施設の有効利用の対応								
		61	建造物の強度への対応								
		62	設備機材の防食対策の採用								
		63	耐震化補強の対応								
		64	容易な施設更新								
		65	標準モジュール・システム化・ユニット化等の採用								
		66	維持管理のための設備等の採用								

環境項目配慮	配慮例	No.	環境配慮事項 ◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ×:検討せず	該当有無	段階				代替配慮	該当しない理由
					計画	設計	施工	供用		配慮内容 検討したが実施できなかった理由
再生建設資材の利用	現場発生材の再利用, 再生資機材(コンクリート再生骨材, 再生砂等)や環境配慮製品の利用など	67	再生資材使用量の拡大, 新たな再生資材の利用等の採用							
		68	掘削土量の削減や現場内利用							
		69	環境配慮製品の調達・購入							
建設副産物の減量化・再資源化	建設副産物の少ない施工技術・方法の採用, 再利用可能な建設副産物(特定建設資材)の再資源化など	70	廃棄物発生最小化							
		71	環境負荷が少ない材料, 自然に近い素材の採用							
		72	建設副産物のリサイクル							
建設副産物の処分適正化	廃棄物等の保管, 収集運搬, 処理・処分の適正化とその管理システム・計画書, マニフェストの確認など	73	リユース, リサイクル対象物, 廃棄物の分別							
		74	処理, 処分方法の確認							
		75	廃棄物等の収集運搬, 処理・処分に係るマニフェストの発行							
		76	発生する建設副産物等の適正処理の確認							
(5)その他全般・監理										
全般・監理	No.1,2,21,22で行った現状把握に基づいて環境影響に対する環境配慮事項の事前調査, 実施状況の確認・見直し, 庁内調整, 緊急時連絡体制, 本指針の周知, CASBEE評価など	77	環境配慮内容の決定・調査							
		78	監視体制の構築							
		79	請負業者との環境配慮契約・指示							
		80	工事の監理							
コミュニケーション	周辺地域との交流, 情報提供, 影響の確認, 環境教育の場としての活用など	81	周辺住民等への情報提供・活用策							
		82	周辺住民への環境対策結果の確認							
その他		83	その他特に配慮したこと							
				該当有り	0	代替配慮				0
				該当なし	0					
				◎の個数	0	0	0	0	0	3点
				○の個数	0	0	0	0	2点	
				△の個数	0	0	0	0	1点	
				×の個数	0	0	0	0	0点	
				計	0	0	0	0	(計)	
環境配慮加点					0	0	0	0	0	0
										↑ 全て◎の場合(満点)
全体:環境配慮率(%)										←各段階の加点/満点
内訳:各環境配慮分野ごとの環境配慮率(%)										
(1)公害の防止・生活環境への配慮										
(2)自然環境・生物多様性への配慮										
(3)景観・歴史文化・人と自然とのふれあい環境への配慮										
(4)地球環境の保全への配慮										
(5)その他全般・監理										

調布市公共工事環境配慮指針 法的要求事項チェックシート(都・市)

件名				竣工日(予定)		
実施○, 該当なし-, 実施せず× ↓						
名称	規制内容			実施	該当有無	実施内容
	届出, 作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
東京都環境基本条例	なし	事業者の責務	事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。(第六条)	なし		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)	飛散防止方法等計画	石綿の飛散の状況の監視, 石綿飛散防止方法等計画届等	・石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分の面積は、十五平方メートル以上 ・延べ面積等は、建築物については延べ面積で五百平方メートル、建築物以外の施設については築造面積で五百平方メートル(規則第六十条)	工事の開始の日前十四日までに、石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画を届け出 都知事 $\geq 2,000\text{m}^2$ 市長 $< 2,000\text{m}^2$		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則	土壌汚染の調査・報告	土地の改変	第117条 3000㎡以上の敷地内において①土地の切り盛り、掘削その他土地の造成②建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更をするとき →土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえて、土壌汚染の調査を行い報告する。	知事に届出		
	なし	指定建設作業に係る勧告基準(騒音、振動、粉じん、汚水)	騒音: 指定建設作業の作業内容に応じ80デシベル, 85デシベル 振動: 指定建設作業の作業内容に応じ70デシベル, 65デシベル, 75デシベル(規則別表第十四) 汚水: 外観/異常な着色又は発泡が認められないこと。水素イオン濃度(水素指数)/五・八以上八・六以下。浮遊物質量(単位 一リットルにつきミリグラム) /120。ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位 一リットルにつきミリグラム) / 5。(規則別表第十五)	従わない場合は勧告を受ける		
東京都景観条例	なし	公共事業の施行者	第17条 公共事業施行者は、公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)に適合するよう努めなければならない。	なし		
公共事業の景観づくり指針(東京都都市計画局)	なし	公共事業	機能性、経済性及び安全性など様々な視点から検討するのと同様に、指針に基づいて景観的な配慮をするものとする。指針に適合するよう努めるものとする。	なし		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施	該当有無	実施内容
	届出, 作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
東京都における自然の保護と回復に関する条例	緑化計画書	市街地の建築物の新築, 改築, 増築における緑化	千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては, 二百五十平方メートル以上。)における建築物の新築, 改築, 増築。(条例第14条)	知事に届出		
東京都における自然の保護と回復に関する条例施行規則	許可申請書	特別地区	届け出が必要な行為 (1)建築物その他の工作物を新築し, 改築し, 又は増築すること。 (2)宅地を造成し, 土地を開墾し, その他土地の形質を変更すること。 (3)鉱物を掘採し, 又は土石を採取すること。 (4)水面を埋め立て, 又は干拓すること。 (5)河川, 湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 (6)木竹を伐採すること。 (7)知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。(条例第22条)	知事に提出		
	届出書	普通地区	届け出が必要な行為 (1)その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し, 改築し, 又は増築すること※。 (2)宅地を造成し, 土地を開墾し, その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。 (3)鉱物を掘採し, 又は土石を採取すること。 (4)水面を埋め立て, 又は干拓すること。 (5)特別地区内の河川, 湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。(条例第23条) ※規模 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル 道路:幅員二メートル 鉄塔, 煙突, 電柱その他これらに類するもの:高さ三十メートル ダム:高さ二十メートル 送水管, ガス管その他これらに類するもの:長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル その他の工作物:高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル(規則第二十五条)	知事に提出		
	届出書	里山保全地域等	届け出が必要な行為 (1)建築物その他の工作物を新築し, 改築し, 又は増築すること。 (2)宅地を造成し, 土地を開墾し, その他土地の形質を変更すること。 (3)鉱物を掘採し, 又は土石を採取すること。 (4)水面を埋め立て, 又は干拓すること。 (5)河川, 湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 (6)木竹を伐採すること。(条例第24条)			
東京都における自然の保護と回復に関する条例 東京都における自然の保護と回復に関する条例施行規則	許可申請書 (計画概要書, 既存樹木等保護検討書, その他) (規則第五十三条)	樹林地, 草地, 農地, 池沼等の自然地における土地の形状の変更	届け出が必要な行為 (1)建築物その他の工作物を新築し, 改築し, 又は増築すること(次号から第7号までに該当するものを除く。) (2)住宅を建築すること。 (3)ゴルフ場, 運動場その他これらに類する屋外運動競技施設を建設すること。 (4)遊園地その他これに類する屋外娯楽施設を建設すること。 (5)道路を建設すること。 (6) 駐車場, 資材置場又は作業場を建設すること。 (7)墓地を建設すること。 (8)鉱物を掘採し, 又は土石を採取すること。 (9)土砂等による埋立て及び盛土をすること(条例第47条) 開発許可の対象となる土地。行為地の区域の総面積の三分の一以上の面積が自然地である土地。一団で千平方メートル以上の自然地を含む土地(規則第五十条)	知事の許可		

※平成 26 年度現在 : 該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施	該当有無	実施内容
	届出, 作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
植栽時における在来種選定ガイドライン〜生物多様性に配慮した植栽を目指して〜(東京都環境局)	なし	-	【目的】生物多様性に配慮した植栽の推進 在来動物の生息空間のネットワーク化 【植栽種の選び方】東京都潜在自然植生図から, 対象地域の植物群落の種類と在来種を確認。対応する対象植生を確認。周辺に現存する植生の調査を行い, 対象地域及び周辺に生育する在来種を確認。植栽種の組合せの検討・決定 【配慮事項】①階層構造への配慮②植栽基盤整備の必要性③樹木・草本の配置の検討④密度管理の必要性⑤育成管理の必要性⑥地域性系統の種子や苗の利用	-		
東京都産業廃棄物条例 東京都産業廃棄物規則	産業廃棄物搬入承認申請書の提出(条例第十七条, 規則第七条)	中小企業者が, 産業廃棄物を知事の指定する処理施設に運搬する場合(条例第十七条, 規則第七条)	規定に基づき知事が広域的に処理する産業廃棄物を排出する事業者(条例第十七条)	承認		
建設リサイクル法に関する工事実施要領(東京都財務局)	・解体工事-80㎡以上 ・新築・増築工事-500㎡以上 ・修繕・模様替工事-1億円以上 ・その他の工作物に関する工事(土木工事等)-500万円以上	新築工事及び解体改修工事	【特定建設資材】・コンクリート(プレキャスト鉄筋コンクリート版を含む), 木材, アスファルトコンクリート	・発注者への書面による計画等説明 ・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用		
調布市基本計画との調整を図る	なし	環境にやさしく, 自然と共生するために(P150)	地球環境保全全行動の推進 公共施設における温室効果ガス総排出量: 目標値13,090t-CO2(平成27年度)(P152) 水と緑の保全 公共が保全する緑の面積: 147ha(平成30年度)(P156) 水と緑の創出 市民一人当たりの公園面積: 5.66m2以上(平成30年度)(P157)	なし		
調布市環境基本計画との調整を図る	なし	環境保全全般	(1) 公害の防止及び人の健康に影響を及ぼす化学物質による汚染対策に関すること (2) 大気, 水, 土壌, 動植物等からなる自然環境の保全等に関すること (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保, 良好な景観の保全, 歴史的文化的遺産の保全等に関すること (5) 人にやさしい地域社会の形成に関すること (6) 資源の循環的な利用, エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること (7) 地球の温暖化の防止, オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること (8) 環境教育, 環境保全活動の推進に関すること (9) 市, 市民, 事業者等の協働に関すること (10) 計画の推進体制と進行管理に関すること (11) 上記のほか, 環境への負荷の低減に関すること	なし		
調布市環境基本条例との整合を図る	なし	環境への負荷軽減 公害防止	(事業者の責務) 事業者は, 事業活動を行うときは, 環境への負荷を低減するとともに, その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は, その事業活動に係る製品その他のものが, 使用され, 又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。 3 事業者は, 前2項に定めるもののほか, その事業活動について, 市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。 (第7条)	なし		

※平成 26 年度現在: 該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続き・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
調布市緑の基本計画との調整を図る	なし	樹木や草花などの植物そのもの、樹林地、水辺地、農地などの自然的環境を構成する土、水などを含めた自然要素全体	1 調布の森計画～崖線の緑と湧水をまもり自然とふれあう調布の森づくり～ 2 農の里計画～武蔵野のくらしの文化を伝える農の里づくり～ 3 花と緑のまち計画～花と緑で飾るまちづくり～ 4 ふれあいの小径計画～新しい調布に出会うふれあいの小径づくり～ 5 緑のまちづくり応援計画～花と緑を楽しむ市民の輪を広げる～	なし		
調布市自然環境の保全等に関する条例との整合を図る	保全地区内特定行為届出書(規則10条)	保全地区における特定行為の届出	(1) 建築物その他の工作物の新築, 改築又は増築 (2) 宅地の造成, 土石の採取その他の土地の形質変更 (3) 植物の採取, 伐採又は移植 (4) 水面の埋立て (5) 前各号に掲げるもののほか, 市長が当該保全地区の保全及び回復に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められた行為(条例第13条)	あらかじめ市長に届出		
	保存樹木伐採・移植届出書(規則11条)	保存樹木の伐採等の届出	保存樹木の伐採又は移植(条例第13条)	あらかじめ市長に届出		
	特別保全地区内特定行為許可申請書(規則12条)	特別保全地区における特定行為の届出	(1) 建築物その他の工作物の新築, 改築又は増築 (2) 宅地の造成, 土石の採取その他の土地の形質変更 (3) 植物の採取, 伐採又は移植 (4) 水面の埋立て (5) 前各号に掲げるもののほか, 市長が当該保全地区の保全及び回復に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められた行為(条例第14条)	あらかじめ市長に届出		
調布市自然環境の保全等に関する条例との整合を図る	緑化基準	道路, 河川, 公園, 学校・庁舎その他施設, 民間事業施設, 住宅地	別表第5(第21条関係) 1 公共施設の緑化基準 (1) 道路 歩道幅員2メートル以上のものについては, 幅員0.7メートル以上の緑地帯を設け, 8メートル以下の間隔で中高木以上のものを植栽 (2) 河川 一級河川については, 堤外地側に低木を1.5メートル間隔で植栽し, 緑地帯を設ける。 (3) 公園 みんなの森, 記念の森又はこれらに準ずるものについては, 敷地面積の70パーセント以上を緑化の対象地とする。公園, 児童遊園については, 敷地面積の50パーセント以上を緑化の対象地とする。 (4) 学校, 庁舎その他の施設 建物, 構造物, 通路, 運動場その他所定の使用目的をもつ施設部分を除いた空地の50パーセント以上を緑化の対象とする。 2 民間における緑化 (1) 民間事業施設 新設する民間事業施設については, 敷地面積の30パーセント以上を緑化の対象地とし, 内周は可能な限り生け垣とする。既存の民間事業施設については, 敷地面積の30パーセントを目標に, 可能な限り緑化に努力するものとする。 (2) 住宅地 敷地面積から建築面積を除いた面積の40パーセント以上を緑化の対象とし, 外さくは可能な限り生け垣とする。 3 緑化対象地における樹木本数等の算出基準 緑化の対象地となる面積4平方メートル当たり高木(木の高さが3メートル以上のものをいう。)又は中高木を1本, 低木を2本植栽することを標準とする。ただし, 芝又はこれに類するものを植栽する場合は, その面積の30パーセントが緑化されたものとみなす。生け垣を植栽する場合は, その延長に1メートルを乗じて得た面積が緑化されたものとみなす。	なし		
調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例との調整を図る	開発事業事前協議書	開発事業者	(1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為(都市計画法第29条の開発許可の取得)(2) 15戸以上の共同住宅, 長屋, 寄宿舍, 下宿, その他これらに類する建築物の建築(3) 高さが10mを超える建築物の建築(一戸建ての住宅を除く)(4) 階数が地上4階建て以上の建築物の建築(5) 延べ面積が1,500平方メートルの建築物の建築(6) 建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定を伴うもの(7) 周辺環境に著しい影響を与えるもの(葬祭場, パチンコ店, 屋外スポーツ施設等)	あらかじめ市長に提出		

※平成 26 年度現在 : 該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
調布市開発 事業指導要 綱との調整 を図る	なし	環境の保全	(1) 井戸の設置又は変更若しくは廃止(2) 工場又は指定作業場の廃止又は除却(3) 3,000平方メートル以上の土地の切り盛り, 掘削等(第10)	なし		
	計画書提出	開発区域域内に公園又は緑地を設置	公園又は緑地の設置基準 3,000㎡以上の開発行為: 開発区域面積の6% 3,000㎡以上の開発区域面積で, かつ, 50戸以上の集合住宅: 開発区域面積の6% 延べ面積が1,500㎡以上の非住宅: 開発区域面積の6%以上の緑地(公開空地)等の確保(第23)	事前に市長と協議		
調布市開発 事業指導要 綱との調整 を図る	なし	緑化の対象面積等	敷地面積から建築面積(施設面積)を除いた面積の40パーセント以上を緑化するものとし, 可能な限り外さく等を生け垣にする 商業地域及び近隣商業地域においては, 可能な限り屋上, テラス, ベランダ等の緑化に努め, 緑被率を向上させる 開発区域域内に自然地(樹林地, 草地(建築物その他の工作物の除去後, 5年以上経過した土地で, 自然が回復していると認められるものを含む。), 農地, 池沼又はこれらに類する状態にある土地をいう。)が存在する場合は, 努めてこれを保存するものとし, 当該区域内の失われる緑被率については, 開発事業者の責任において, これを復元するよう努める(第24)	なし		
	なし	植栽の基準	(1)高木 植栽時高さ3メートル以上, かつ, 4平方メートル当たり1本(2) 低木 通常高さ1.5メートル未満, かつ, 4平方メートル当たり2本(第25)	なし		
調布市景観 計画との整 合を図る	通知	事業者	調布市景観条例・施行規則に一定規模以上の建築物の新築等, 工作物の新設等, 開発行為等を行う場合	着手の30日前等, 条例等に定める日 までに市長に通知		
調布市公共 建築物維持 保全計画と の調整を図 る	なし	国際社会の動向や我が国の環境政策の方向性を踏まえた地球温暖化防止対策の導入	国際社会の動向や我が国の環境政策の方向性を踏まえた対応が必要となる環境配慮の取組について, 今後の技術革新や法整備等の動向を見据えながら, 公共建築物における対応を検討。維持保全に当たって, 環境負荷の低減に配慮した工法・仕様の導入, 屋上・壁面緑化, 外壁等への遮断塗料の採用, 省エネ型の空調設備の導入, LEDランプへの切り替え, 廃棄物排出抑制に配慮した管理運営・改修等, 検討(P59)	なし		
調布市下水道 総合計画 との調整を 図る	なし	合流式下水道の改善		なし		
	なし	下水道資源の利活用	下水汚泥の有効利用(建設資材化, ブロック・レンガ化, 堆肥化等), エネルギー利用(消化ガス発電, 小水力発電, 炭化※等), 下水処理水の利用(洗浄水, トイレ用水等), 下水熱の利用(地域冷暖房等), 雨水の利用(貯留した雨水のトイレ用水等への利用), 雨水の浸透(地下水の涵養, 湧水の保全, 河川水量の保全等)(P49)	なし		
調布市公共 工事等シッ クハウス対 策マニュアル との整合 を図る	測定が必要な段階: 担当課: 測定対象物質 工事前: 工事発注の担当課: 13物質 工事後: 営繕課: 13物質 備品搬入後: 工事発注の担当課: 13物質 日常の定期検査: 施設管理の担当課: 学校環境衛生の基準による	調布市公共施設	【13物質】 1ホルムアルデヒド 100(0.08ppm) 2アセトアルデヒド 48(0.03ppm) 3トルエン 260(0.07ppm) 4キシレン 870(0.20ppm) 5エチルベンゼン 3800(0.88ppm) 6スチレン 220(0.05ppm) 7パラジクロロベンゼン240(0.04ppm) 8テトラデカン 330(0.04ppm) 9クロルピリホス 1(0.07ppb) 小児の場合は0.1(0.007ppb) 10フェノカルブ 33(3.8ppb) 11ダイアジノン 0.29(0.02ppb) 12フタル酸ジ-n-ブチル220(0.02ppm) 13フタル酸ジ-2-エチルヘキシル120(7.6ppm) 【TVOC】 必要に応じて(主として子どもが利用する施設(学校, 保育園, 児童館など))実施	室内空気環境測定の結果が指針値を超えた場合の対応 ア 改善が確認されるまで, 当該居室の使用の停止, または供用開始をしない。 イ 原因を調査し, 可能な限り原因物質等を取り除く。 ウ 換気し, 室内化学物質の濃度を低下させる。 エ 換気で改善が見込めない場合は, 内装や換気設備等の補修工事を行う。オ 再度室内空気環境測定を実施し, 安全を確認する。(P13)		
周辺地域の他の計画や事業との調整を図る 必要に応じて庁内調整のための組織の活用や新たな組織の設置を検討する						

※平成 26 年度現在: 該当した場合は最新の条例や計画を確認します

調布市公共工事環境配慮指針 法的要求事項チェックシート(国)

件名				竣工日(予定)		
実施○, 該当なし-, 実施せず× ↓						
名称	規制内容			実施	該当有無	実施内容
	届出, 作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	なし	市町村の責務	市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。 (第一章 第四条)	なし		
労働安全衛生法	なし	特定事業の仕事の発注者で、特定元方事業者以外のもの	一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なう場合厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるものうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。 一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のものうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。(第四章 第三十条)	一人を指名		
資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	なし	建設工事の発注者	工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。(第二章 第四条) 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない。(第二章 第九条)	なし		
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(再生資源利用省令)	なし	なし(対象は建設業に属する事業を行う者)	再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	なし		
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	なし	なし(対象は建設業に属する事業を行う者)	指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	なし		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施	該当有無	実施内容
	届出, 作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	①なし ②届出	①発注者の責務 ②地方公共団体の責務 ③対象建設工事	①その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。(第二章第六条) ②都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、該地域の实情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。(第二章第八条) ③一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造 二 新築工事である場合においては、使用する特定建設資材の種類 三 工事着手の時期及び工程の概要 四 分別解体等の計画 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み 六 その他主務省令で定める事項。(第二章第十条)	①なし ②なし 工事に着手する日の七日前までに、都道府県知事に届出。		
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	なし	①地方公共団体の責務 ②市町村の責務	①市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第二章第六条) ②市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これに従って容器包装廃棄物の分別収集をしなければならない。(第五章第十条)	②分別収集		
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	なし	地方公共団体の責務	都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。(第二章第八条)	なし		
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)	なし	地方公共団体の責務	市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。(第五条)	なし		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(廃PCB特措法)	なし	地方公共団体の責務	国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。(第一章第五条)	なし		
建設廃棄物処理指針	なし	建設工事の発注者の責務, 処理条件の明示	建設工事における発注者等の排出事業者以外の関係者は、発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たさなければならない。 発注者は、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示する。(P9)	なし		
優良産業処理業者制度運用マニュアル	なし	なし(優良産業廃棄物処理業者への委託)	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として、認定を受けた産業廃棄物処理業者(優良認定業者)について、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図る。(P1)	なし		
建設副産物適正処理推進要綱	①なし ②分別解体等の計画等	①発注者の責務 ②発注者又は自主施工者による届出	①建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。(P3) ②届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届出(P9)	②工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について届出		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施		実施内容
	届出, 作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項	該当有無	
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン	なし	発注者の責務	建設汚泥の発生抑制および再生利用の促進並びに適正処理の推進が図られるよう、建設工事の計画および設計に努める。(P8)	なし		
石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)	なし	①、②発注者の努力義務	①当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿の使用状況等を通知するように努める。(P14) ②設計図書等石綿の使用状況等の情報を工事の元請業者(排出事業者)に提供する等、建築物等における石綿の使用状況等の情報を適切に提供しよう努めなければならない。(P16)	なし		
災害廃棄物の復興資材化と活用に係る品質基準一覧	なし	なし(日建連の会員企業対象)	国やその他関連機関の基準等に準拠して「災害廃棄物の復興資材化と活用に係る品質基準一覧」として整理したものであり、処理業務を受託した日建連の会員企業に対して、主に再生資材の活用等に関わる業務での参考となる基準値や根拠を紹介するもの(P1)	なし		
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業の実施の届出	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事	特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届出なければならない。		
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	なし	国及び地方公共団体の責務	地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策の実施に努めなければならない。(第一章 第三条)	なし		
建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針	なし	なし	建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第2項に規定する建設業を営む者で特定特殊自動車を使用する者が特定特殊自動車(法の施行の前に製作等されたものを含む。)の排出ガスの排出の抑制を図るために取り組むべき措置に関して定める。(P1)	なし		
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)	なし	なし	特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。(第一章 第一条)	なし		
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)	なし	なし	この法律は、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。(第一章 第一条)	なし		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続き・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)	①なし ②設置有無確認, 元請業者の確認に協力	①地方公共団体の責務 ②特定解体工事発注者	①地方公共団体は, 国の施策に準じて, 特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第一章 第八条) ②建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者(以下この条及び第五十二条第一項において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法 第二条第二項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は, 当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに, 当該特定解体工事発注者に対し, 当該確認の結果について, 主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。 2 前項の場合において, 特定解体工事発注者は, 特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。(第二章 第十九条の二)	なし		
建築基準法	なし	なし	建築物の敷地, 構造, 設備及び用途に関する最低の基準を定めて, 国民の生命, 健康及び財産の保護を図り, もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。(第一章 第一条)	なし		
ダイオキシン特対策特別措置法	なし	地方公共団体の責務	地方公共団体は, 当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策を実施するものとする。(第二章第三条)	なし		
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014	届出	特定粉じん排出届出書	石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし, 切断又は破砕により除去等を行う場合, 保温材等を掻き落とし, 切断又は破砕を行わずに, 除去等を行う場合, 特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合	特定粉じん排出等作業開始日の14日前までに都道府県知事に届出		
労働安全衛生法第28条第1項に基づく建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針	通知	建築物等の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業を行う仕事	発注者は, 石綿則第8条に基づき, 設計図書, 過去の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報を有する場合。(P2)	請負人への石綿等の使用状況の通知		
廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	なし	なし	ダイオキシン類へのばく露防止措置について, 事業者が講ずべき基本的な措置を示し, 労働者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図ることを目的とする。(別添P1)	なし		
廃棄物焼却施設解体作業マニュアル						
排出ガス対策型建設機械普及促進規程	なし	なし	建設機械の排出ガス低減性能に資する建設機械の指定等を実施することにより, 排出ガス対策型建設機械に対する国民の関心と理解を深め, 国民の選択を通じて排出ガス低減性能の高い建設機械の普及を促進することを目的とし告知。	なし		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続き・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
騒音規制法	改善勧告・ 改善命令	市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき	当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告。(第三章 第十五条)	なし		
振動規制法	改善勧告・ 改善命令	市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき	当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更。(第三章 第十五条)	なし		
建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	なし	なし	基準値を超えた場合は都道府県知事が勧告	なし		
悪臭防止法	なし	地方公共団体の責務	地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。(第二章 第十七条)	なし		
水質汚濁防止法	なし	地方公共団体の責務	国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。(第二章第四条の四)	なし		
下水道法	届出	公共下水道設置	公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。(第二章 第三条) 公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。 2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣)に協議しなければならない。(第二章 第四条)	国土交通省への届出		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施	該当有無	実施内容
	届出, 作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		
河川法	届出	占用, 土地の掘削	河川の流水を占用しようとする者は, 国土交通省令で定めるところにより, 河川管理者の許可を受けなければならない。(第二章 第二十三条) 河川区域内の土地において土地の掘削, 盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は, 国土交通省令で定めるところにより, 河川管理者の許可を受けなければならない。ただし, 政令で定める軽易な行為については, この限りでない。(第二章 第二十七条)	河川管理者への届出		
浄化槽法	なし	地方公共団体の責務	国又は地方公共団体は, 浄化槽の設置について, 必要があると認める場合には, 所要の援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(第十章 第五十一条) 市町村は, 当該市町村の区域内で収集された浄化槽内に生じた汚泥, スカム等について, 当該市町村のし尿処理施設で処理するよう努めなければならない。(第十章 第五十二条)	なし		
土壤汚染対策法	なし	地方公共団体の責務	国及び地方公共団体は, 教育活動, 広報活動その他の活動を通じて土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。 2 国及び地方公共団体は, 前項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。(第七章 第六十条)	なし		
セメント及びセメント系の固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領	なし	なし	セメント及びセメント系固化材を原位置もしくはプラントにおいて土と混合する改良土の六価クロムの溶出試験に適用。(別紙P1) 対象工法は, 地盤改良工, 舗装工, 仮設工。(表-1)	なし		
薬液注入工法による建設工事の施行に関する暫定指針	なし	なし	薬液注入工法による建設工事(国土交通省所管の建設工事に適用)	なし		
指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱い指針	報告	指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌	(1) 現に土壤汚染の判明している土地であるが, 法に基づく調査を命令するに至らない土地から搬出される汚染土壌 (2) 操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地その他の地歴調査等により土壤汚染のおそれがあると考えられる土地から搬出される汚染土壌等 ① 操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地のうち土壤汚染のおそれがあると考えられる区域(以下「特定工場等区域」という。)の形質の変更に伴い, 当該敷地の外に搬出される汚染土壌等 ② 特定工場等区域の跡地その他調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を当該調査実施者が容易に入手することができる範囲内で把握することにより, 上記①以外の土壤汚染のおそれがあると考えられる土地の区域の形質の変更に伴い, 当該敷地の外に搬出される汚染土壌等	都道府県への報告		
土壤環境基準(環境基本法)	なし	土壌	カドミウム, 全シアン, 有機燐(りん), 鉛, 六価クロム, 砒(ひ)素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, 銅, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1, 2-ジクロロエタン, 1, 1-ジクロロエチレン, シス-1, 2-ジクロロエチレン, 1, 1, 1-トリクロロエタン, 1, 1, 2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1, 3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ふっ素, ほう素の各基準値を達成	環境基準に適合しない土壌については, 汚染の程度や広がり, 影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。 なお, 環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては, 土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。		

※平成 26 年度現在 : 該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続き・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
地下水環境 基準(環境 基本法)	なし	地下水	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 塩化ビニルモノマー, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサンの各基準値を達成	環境基準は, 設定後直ちに達成され, 維持されるように努めるものとする。(ただし, 汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く)		
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質を製造, 使用又は処理する施設の使用が廃止された場合 ・一定規模以上の土地の形質の変更の際に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合 ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める場合 	①有害物質を含む土壌を摂取すること, ②土壌中の有害物質が地下水に溶出し, 当該地下水を摂取することの2つの経路に着目し, 土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある, 有害物質として政令で指定した25物質(特定有害物質)	<ul style="list-style-type: none"> ・形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は, 計画を都道府県知事に届出 ・計画が適切でない場合は, 都道府県知事が計画の変更を命令 		
危険物の規制に関する政令(消防法)	通報	法第十一条第七項(法第十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により, 市町村長等は, 次の各号に掲げる許可又は届出の受理をしたときは, 当該各号に定める者に通報しなければならない。(第二章第七条の四)	一 市町村長又は都道府県知事による法第十一条第一項の規定による許可又は法第十一条の四第一項の規定による届出の受理 当該市町村又は都道府県の区域を管轄する都道府県公安委員会(当該許可又は届出に係る製造所等が海域に係るものである場合には, 都道府県公安委員会及び海上保安庁長官)	市町村長等の都道府県公安委員会等への許可等の通報		
電波法	なし	なし	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって, 公共の福祉を増進することを目的とする。(第一章 第一条)	なし		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続き・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
環境影響評価法	環境影響, 準備書, 評価書	, 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には, これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)	第一種事業 一 次に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であること。 イ 高速自動車国道, 一般国道その他の道路法第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業 ロ 河川法第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築, 堰の新築及び改築の事業並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの ハ 鉄道事業法による鉄道及び軌道法による軌道の建設及び改良の事業 ニ 空港法第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業 ホ 電気事業法第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業 ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業 ト 公有水面埋立法による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業 チ 土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業 リ 新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業 ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業 ル 新都市基盤整備法第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業 ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業 ワ イからラまでに掲げるもののほか, 一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く, その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類 二 次のいずれかに該当する事業であること。 イ 法律の規定であって政令で定めるものにより, その実施に際し, 免許, 特許, 許可, 認可, 承認若しくは同意又は届出(当該届出に係る法律において, 当該届出に関し, 当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に, その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。ホにおいて同じ。)が必要とされる事業(ホに掲げるものを除く。) ロ 国の補助金等の交付の対象となる事業(イに掲げるものを除く。) ハ 特別の法律により設立された法人(国が出資しているものに限る。)がその業務として行う事業(イ及びロに掲げるものを除く。) ニ 国が行う事業(イ及びホに掲げるものを除く。) ホ 国が行う事業のうち, 法律の規定であって政令で定めるものにより, その実施に際し, 免許, 特許, 許可, 認可, 承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業 第二種事業 とは, 前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって, 第一種事業に準ずる規模(その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。)を有するものうち, 環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるもの(第一章第二条)	環境大臣		
高圧ガス保安法	なし	なし	この法律は, 高圧ガスによる災害を防止するため, 高圧ガスの製造, 貯蔵, 販売, 移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに, 民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し, もつて公共の安全を確保することを目的(第一章 第一条)	なし		

※平成 26 年度現在 : 該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続き・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
火薬類取締法	なし	なし	この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。(第一章 第一条)	なし		
景観法	なし	地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第一章 第四条)	なし		
自然環境保全法	なし	地方公共団体の責務	国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。(第一章 第二条)	なし		
都市緑地法	なし	地方公共団体の責務	国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。(第一章 第二条)	なし		
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	なし	地方公共団体の責務	地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。(第一章 第二条)	なし		
鳥獣保護法	なし	なし	この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。(第一章 第一条)	なし		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	なし	助言	第七十四条 所管行政庁(建築主事を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。)は、建築物住宅を除く。以下この項において同じ。)について前条第一項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等又は特定建築物(住宅を除く。)の所有者に対し、同項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。(第五章 七十四条) 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮するものとする。(第八章 第八十五条)	なし		
都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)	なし	地方公共団体の責務	地方公共団体は、都市の低炭素化の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第二章 第五条)	なし		
雨水の利用の推進に関する法律	なし	地方公共団体の責務、努力目標	地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。 2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。(第一章 第四条) 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条第一項の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。(第一章 第十一条)	なし		

※平成 26 年度現在：該当した場合は最新の条例や計画を確認します

名称	規制内容			実施 手続き・順守事項	該当 有無	実施内容
	届出, 作業 等	適用範囲	適用条件			
対策要綱 (建築・土 木)		衆災害防止 対策経費, 現場組織体 制, 新設工 事との調整, 付近居住者 への通知, 事故発生時 の措置と原 因調査, 作 業場の区分 など	止するためにこの要綱の各項目を遵守しなければならない。 (第一章 第2 2) 土木工事 起業者及び施行者は, 土木工事に当たっては, 公衆災害を 防止するために, この要綱を遵守しなくてはならない(第一 章 第2 2)			
学校環境衛 生の基準	なし	なし	なし (換気, 温度, 相対湿度, 浮遊粉じん, 気流, 一酸化炭素, 二酸化窒素, 揮発性有機化合物(ア. ホルムアルデヒド, イ. トルエン, ウ. キシレン, エ. パラジクロロベンゼン, オ. エ チルベンゼン, カ. スチレン), ダニ又はダニアレルゲン, 照 度, まぶしさ, 騒音レベルに係る学校環境衛生基準に適合 する建築)	なし (第1 教室等の環 境に係る学校環境 衛生基準1 教室等 の環境(換気, 保 温, 採光, 照明, 騒 音等の環境をいう。 以下同じ。)に係る 学校環境衛生基準 に適合する建築)		
建設業の環 境自主行動 計画 第5版	なし	なし	(社)日本建設業団体連合会が策定し, 日建連および会員 企業の環境に対する取組の指針として位置づけ	なし		
航空法	なし	で地表又は 水面から六 十メートル以 上の高さのも の設置者	屋間において航空機からの視認が困難であると認められる 煙突, 鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又 は水面から六十メートル以上の高さのもの設置者は, 国土 交通省令で定めるところにより, 当該物件に屋間障害標識を 設置しなければならない。(第五章 第五十一条の二)	屋間障害標識の設 置		
光害対策ガ イドライン	なし	屋外照明	5-1 行政(国・地方自治体) (1)普及啓発の推進 (a)事業者への普及促進 ・「屋外照明等設置チェックリスト」, 「広告物等のガイド」の事 業者への配布。 ・事業者に対する普及啓発においてテキストなどとして利 用。 (b) 市民への普及促進 ・「屋外照明等設置チェックリスト」における住宅に関する規 定を抽出したパンフレッ トの作成配布など。 (2) 国・自治体が開発事業等を実施する場合 ・地域計画策定時においての活用。 ・各ガイドの適用事例の一般への公開。 (3) 地域計画等まちづくりへの反映(P36)	なし		
道路構造令	なし	なし	この政令は, 道路を新設し, 又は改築する場合における高 速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準 (都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準に あつては, 道路法(以下「法」という。)第三十条第一項第一 号, 第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限 る。)並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道 府県道及び市町村道の構造の技術的基準(同項第一号, 第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。)を定 めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるもの とする。(第一条) 植樹帯の植栽に当たっては, 地域の特性等を考慮して, 樹 種の選定, 樹木の配置等を適切に行うものとする。(第十 一条の四)	なし(技術的基準の 遵守)		
文化財保護 法	許可申請	①重要文化 財 ②埋蔵文化 財	①重要文化財に関しその現状を変更し, 又はその保存に影 響を及ぼす行為をしようとするとき(第三章 第四十三条) ②土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で, 貝づ か, 古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知され ている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発 掘しようとする場合(第六章 第九十三条)	①文化庁長官の許 可 ②六十日前に文化 庁長官に届出		

※平成 26 年度現在 : 該当した場合は最新の条例や計画を確認します

4-5-5 環境配慮チェックシート項目の解説

チェックを行う項目の解説及び配慮例を以下に示します。

(1) 公害の防止・生活環境への配慮

① 周辺環境情報の把握

考えられる配慮内容：生活環境調査（騒音，振動，大気，水質等），特に配慮が必要な施設（学校，病院など）の有無を確認することなど

～環境配慮事項～

No.1 生活環境の状況把握

No.2 学校・病院など影響を受けやすい施設等の存在把握

配慮例

- ・ 既存資料及び現地調査・踏査・ヒアリングにより周辺における生活環境（騒音，振動，大気，水質等）の状況等を把握する。
 - ・ 『未来へつなぐ調布の環境～平成〇〇年度環境年次報告書～』（市HP公開）で，市内数か所の公害関係数値を参考値として確認することができる。最新のデータは，環境政策課生活環境係に照会して把握できる。
 - ・ 騒音計は，環境政策課生活環境係で貸出をしている。
- ・ 公害発生状況を対象施設周辺及び運搬ルートを含め広く把握する。
- ・ 学校，病院，図書館，福祉施設など特に配慮が必要な施設の分布，通学路等の利用状況を把握する。

② 大気，騒音・振動，悪臭

考えられる配慮内容：交通流対策による影響緩和の計画，発生源となる可能性のある施設・機器や工事の内容の適切な予測とそれらが悪影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずることなど

～環境配慮事項～

No.3 交通流の変更等による影響回避・低減策

No.4 供用後の影響対策の採用

No.5 工事中の影響対策（運搬車両・建設機械，工事方法）の採用

No.6 工事時期・時間等の調整

配慮例

【交通流に係る計画時の配慮】

- ・ 右折帯の設置や信号の調整等により，交通流の円滑化を図る。
- ・ バスや電車，タクシーが相互に利用しやすい施設を設置する。
- ・ バス路線やバス停留所の新設や移設により円滑な交通流となるよう配慮する。

- ・ 集客施設においては、適切な規模の駐輪場を設置する。

【供用後における影響への配慮】

- ・ 騒音・振動が発生する施設（破碎施設や空気圧縮機，室外機等）の設置位置（配置）は，周辺への影響を考慮して選定する。
- ・ 出入りする車両の騒音・振動の防止に配慮する。
- ・ 幹線道路や鉄道の沿線は，住居専用系以外の用途指定地域とするよう配慮する。
- ・ 遮音壁，環境施設帯（緩衝緑地等）を設置する。
- ・ 高架道路の下では，桁下吸音板を設置する。
- ・ 低騒音舗装を採用する。
- ・ 駐車場周囲に樹木を植栽する等の大気浄化策を講じる。
- ・ 路線沿いへの緩衝緑地帯の設置等，車両通行に伴う排気ガスの影響軽減対策を講じる。

【事業場における供用後における影響への配慮】

- ・ 工業団地への集約・移転誘導等により，住環境の向上を図る。
- ・ 必要に応じて，遮音施設を設置する。
- ・ ばい煙発生施設（ボイラー等）については，必要に応じて，硫黄・窒素含有の少ないクリーンな燃料（天然ガス等）を選択し，燃焼技術の改善を図り，排ガス処理設備を設置するなど，適切な大気汚染防止対策を講じる。
- ・ 臭気漏洩の防止，脱臭装置の設置等，適切な悪臭防止対策を講じる。
- ・ 周辺への影響を低減するため，敷地内及び外周を緑化し，緩衝緑地帯を設置する。

【工事中・工事時期時間等の配慮】

- ・ 建設作業による近隣住居等への影響軽減対策を実施する。
- ・ 仮設トイレ等の設置位置は，近隣住居等へ配慮したものにする。
- ・ 運搬車両の通行ルートを選定に際しては，周辺土地利用や交通状況，学校，病院，レクリエーション活動等への影響に配慮する。
- ・ 工程管理により，運搬車両の運行台数の集中化を避けるとともに，通行時間や走行速度等についても配慮する。
- ・ 低公害車（八都府市指定）のダンプを使用する。
- ・ 市街地では低騒音・低振動・排ガス対策型建設機械（杭打機，クレーン車，舗装カッター，ブレーカー，バックホウ，ブルドーザ，ローラー，フィニッシャー等）を使用する。

・ 国土交通省で，騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を「低騒音型・低振動型建設機械」として指定を行っている。指定機械機会一覧表は，国土交通省ホームページで確認できる。

- ・ 工事車両の無駄なアイドリングを控える。
- ・ 請負業者に対し，工事に伴う騒音，振動，粉じん，排出ガス等のより一層の低減に努めるよう指示する。
- ・ 低騒音・低振動工法を採用する。
- ・ 解体工事（躯体，外構，基礎）においては，防音シート等の騒音・振動対策を講じる。
- ・ 建設作業においては，仮囲い等の騒音伝搬防止策を講じる。

- ・ 運搬車両のタイヤ等を洗浄するため、工事現場内に洗車設備等を設置する。
- ・ 土置き場における周辺への粉じんの飛散防止対策として、防じんシート、散水等を採用する。
- ・ 解体（躯体、外構、基礎）や造成工事では、周辺への粉じん飛散低減を図るよう防じんネット、散水等を採用する。
- ・ 建設作業中の騒音対策として夜間や通勤・通学時間帯等の影響の大きい時間帯を避けるなど、工事期間・時間帯を調整する。
- ・ 建設作業における影響を考慮して、工事車両の運搬ルートに配慮する。

③ 水質汚濁

考えられる配慮内容：施設の排水処理や監視の他、建設工事中における排水対策など

～環境配慮事項～

No.7 水質汚濁への配慮

配慮例

【水路における計画時の配慮】

- ・ 水質浄化を考慮した水路整備や水質保全施設（礫間浄化施設等）を設置する。

【廃水発生源における計画時の配慮】

- ・ 施設において、必要に応じ除害施設を設置する。

【供用時における配慮】

- ・ 供用時における排水を監視する。

【工事中における配慮】

- ・ 工事中における雨水等の発生源の拾い出しと必要な対策を実施する。
- ・ 降雨により発生する濁水が公共用水域に直接流入しないよう沈砂池等を設け、汚泥は適切に処理する。
- ・ 工事中における排水を監視する。
- ・ 舗装切断工実施後の清掃を実施する。
- ・ 排水路の汚濁防止（濁水等）のため、施工時期に配慮する。
- ・ 地盤改良用薬液注入時に排水を監視する。

④ 土壌汚染

考えられる配慮内容：土壌汚染の可能性がある場所での事業や土を外部から持ち込む場合の配慮措置としては、搬入土壌の搬入元における汚染の有無確認、搬出入土に係る配慮措置など

～環境配慮事項～

No.8 土壌汚染の有無の把握

No.9 搬出入土壌に係る対策

No.10 汚染地の土壌飛散対策

配慮例

【土壌汚染に係る現状把握】

- ・ 土壌汚染に係る地歴調査や現地調査による確認調査を実施する。
- ・ 土壌汚染の恐れのある場所については、その有無やその広がりを「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）に基づき把握し、必要な場合は汚染土の適正な処理計画を策定する。

【搬出入土壌に係る配慮】

- ・ 土壌を搬入する場合には、土壌環境センター「埋め戻し土壌の品質管理指針」等に準拠して、当該土壌の汚染の有無を確認する。
- ・ 汚染土壌を場外に搬出する場合には、飛散を防止しつつ、適切に最終処分する。

【土壌汚染地での配慮】

- ・ 土壌汚染により地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないように適切な処置を講じる。
- ・ 土壌表面への散水や工事車両等の洗車対策に加え、土壌の表面被覆対策として地被植物による植栽やビニールシートによる被覆などを実施する。
- ・ 土壌汚染の可能性がある場合には、汚染土壌が周辺に飛散しない工法の採用や掘削規模の制限等の対策を講じる。

⑤ 地盤沈下

考えられる配慮内容：盛土工事が含まれる事業や軟弱地盤において建築物を設置する場合の配慮措置としては、周辺地盤状況の調査、適切な工法の採用、構造物の軽量化、液状化の可能性調査・対策など

～環境配慮事項～

No.11 圧密沈下対策

No.12 液状化対策

配慮例

【地盤沈下】

- ・ 軟弱地盤においては、土壌固化等の地盤改良を実施する。
- ・ 構造物の軽量化による地盤沈下防止対策を講じる。
- ・ 宅地における適切な盛土と重機による転圧など十分な圧密を実施する。
- ・ 十分に圧密沈下させるだけの時間を置く。

【液状化】

- ・ 液状化被害可能性判定に係る技術指針に基づき、その影響可能性を調査する。
一次判定：地形データ等の既存資料により、二次判定の要否を判定。
二次判定：地盤調査結果に基づき、顕著な被害の可能性を3ランクで判定。

三次判定：必要に応じて、詳細な調査・解析により、顕著な被害の可能性を3ランクで判定。

- ・ 地下水位低下や地盤固化などの必要な対策を講じる。

⑥ 光害・日照障害・電波障害・風害

考えられる配慮内容：照明による影響緩和，日照障害・電波障害・風害の防止対策としての建築物の配置，高さ，形態の工夫など

～環境配慮事項～

No.13 光源の設置位置・光量・光色・時間・方向等への配慮

No.14 窓ガラス等による反射光の影響回避

No.15 周辺への日照障害に係る配慮

No.16 電波障害の防止・抑制

No.17 ビル風への防止対策

配慮例

【光害に係る配慮】

- ・ 光害の発生源となる可能性のある光源をシミュレーション等によって適切に予測する。
- ・ 光源が周辺環境や周辺住民の生活に悪影響を及ぼさないよう，建物が立地する地域の周辺の状況等に応じて，適切な措置を講ずる。
- ・ 屋外照明は，点灯時間，光量及びその方向に十分配慮し，動植物などの自然環境に影響を及ぼさないように配慮する。
- ・ ライトアップは必要最小限に抑える。
- ・ 街路灯の種類，設置数，位置，光色について検討を行い，漏れ光等を削減するよう，光害の発生防止対策を講じる。
- ・ 街路灯について，その必要性や，ルーバー，スポット設置等に配慮する。

【反射光に係る配慮】

- ・ ガラスの反射光が，動植物などの自然環境に影響を及ぼさないように配慮する。
- ・ 反射光軌跡シミュレーション結果を反映させて，反射率を下げたり，光を拡散させるなどの対策を講じる。

【日照障害・電波障害・風害】

- ・ 周辺地域への日照障害，電波障害，風害の発生防止を図るため，建築物の配置，高さ，形態に配慮する。
- ・ 電波障害が無視できない場合は，影響範囲において調査する。
- ・ 共同受信アンテナの設置など適切な措置を講じる。
- ・ 建物配置，建物形状等の工夫により，電波障害（遮蔽障害）の範囲を極力少なくする。
- ・ 建物配置，建物形状等の工夫により，日照障害の範囲を極力少なくする。
- ・ 日陰時間が建設基準法の日影規制の値を十分上回る時間となるよう配慮する。

- ・ 建築物の形状の工夫、植栽や防風フェンスの設置等、計画建物の特性に応じて、適切なビル風防止対策を採用する。

⑦ 有害物質

考えられる配慮内容：建築物の新設・解体や機器の分解を伴う場合の配慮措置としては、有害物質を含有する建築物や機器の適正処理など

～環境配慮事項～

No.18 室内空気汚染（シックハウス）に係る対策

No.19 アスベストやフロンの事前調査、適正処理

No.20 PCB含有機器、ダイオキシン発生機器、六価クロム含有再生路盤、その他有害物質に係る法規制への対応

配慮例

【PCB廃棄物】

- ・ PCB廃棄物の適正な処理方法（保管・処分）を採用する。

【焼却施設等】

- ・ 「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守する。

【シックハウス】

- ・ 「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に準拠して、適切な時期における測定と対策などを実施する。
- ・ 室内建材には、ホルムアルデヒド等の化学物質の発生が抑制されている素材を採用し、適切な換気システムの採用等、室内環境に配慮する。
- ・ 環境リスクの少ない建材や健康に影響を及ぼす恐れがない資材を使用する。

【再生路盤】

- ・ 再生路盤においては、六価クロム溶出量低減型を採用する。

【解体作業】

- ・ 建築物や工作物の解体が伴う場合、アスベストやフロン含有の有無について、事前に十分な分析調査、設計図の確認等を行う。
- ・ 環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」や東京都「アスベスト成形板対策マニュアル」に準拠して、調査や対策を実施する。
- ・ 工事に際しては、近隣への影響対策の実績のある業者を採用する。
- ・ アスベストを撤去する場合は、現場養生や廃アスベストの適正処理などを徹底する。
- ・ アスベスト含有建材の処分方法を適切に選定し、処分の結果を確認する。
- ・ フロンを含む機器がある場合には、適切に回収する。
- ・ 代替フロン類を使用した建築資材の使用を避け、代替手法を採用する。代替手法がない場合は、最小限の使用量にとどめ、漏洩防止と適正回収を徹底する。

【有害物質】

- ・ 廃棄物の処理・処分に当たっては、有害物質が含まれているかを確認する。
- ・ 有害物質に十分知見のある人材への検討依頼や知識データベースシステムにより確

認する。

- ・ 適切なマニュアルによる有害物質の管理を実施する。

【その他】

- ・ 有害動物（衛生害虫・ネズミ類・カラス等）の発生防止対策を講じる。

（２）自然環境・生物多様性への配慮

① 周辺環境状況の把握

考えられる配慮内容：特筆すべき自然環境が存在しないか調べることなど

～環境配慮事項～

No.21 自然環境に係る現状の把握

No.22 影響を受けやすい動植物等の把握

配慮例

- ・ 現地調査・踏査により周辺域を含めて自然環境や影響を受けやすい動植物等の現状を把握する。
- ・ 隣接域における自然環境の状況を植生図等により把握する。
- ・ 周辺における特筆すべき自然環境の状況（動植物等の有無，生育生息環境等）を既存資料等により把握する。

・ 市内の多摩川・野川等主要箇所「生物多様性調査」を平成23年度に実施。環境政策課環境保全係で閲覧可。東京都のレッドデータブックは、ホームページで閲覧できる。

② 動植物の生育生息状況の保全・創出

考えられる配慮内容：土地の改変等による既存の自然環境への影響を最小限に抑える配置，工事影響範囲における自然環境の復元，市街地における緑化の実施，動物の移動ルートの確保，保全対象種の選定とその生育生息環境への配慮，動植物の生態に配慮した工法，工程計画に係る対策，改変区域の変更・縮小化，緩衝地帯設置，道路等の付帯施設設置など

～環境配慮事項～

No.23 動植物の生息環境の保全対策

No.24 自然環境の復元

No.25 野生生物の移植・代替生息地の確保

No.26 工事方法・時期等の対策

配慮例

【保護対象種の選定】

- ・ その地域に応じた種への配慮を行う。
- ・ 対象種の選定とその生育生息環境などを把握する。

【計画時における配慮（一般）】

- ・ 配置の変更や緩衝緑地の敷設などにより，自然環境保全上重要な地区への影響を回避または低減する。
- ・ サンクチュアリ（自然保護区，生態系保全区）を確保する。
- ・ 自然環境保全上重要な地区における改変面積を極力低減する。
- ・ 周辺の自然環境資源を保全・活用し，現存する植生を保全する。
- ・ 自然の地形を生かし，既存の谷，小川，池等を保全しつつ活用する。
- ・ 生物の生育生息地周辺に緩衝緑地帯を設置し，環境条件の変化を軽減する。
- ・ 野生生物の移動に配慮し，切工，盛工法面をできるだけ緩勾配にする。

【計画時における配慮（道路）】

- ・ 生物の生息地周辺の道路に，一部這い出し口の付いた側溝や集水柵など，小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
- ・ 生物の生息地が路線により分断される場合には，ボックスカルバートやパイプカルバート，オーバブリッジ等構造物に工夫を施し，動物の移動経路を確保する。
- ・ 橋脚の少ない橋梁構造やトンネル，片栈道方式，垂直擁壁など，路線のルートや構造等を工夫し，改変面積を極力少なくする。

【自然環境の復元】

- ・ 工事影響範囲において，動植物の生態に配慮した自然環境を復元する。
- ・ 改変地区の再植栽に当たっては，郷土種，在来種による植栽，緑化を推進する。その際に，既存表土を保存し植生を復元する。

【代替生育生息地の確保】

- ・ 工事影響範囲外において，野生生物の生育生息状況を把握するとともに，ビオトープ創造等により失われる環境に類似した野生生物の生育生息空間を確保する。
- ・ 生育生息地を改変する場合は，野生生物の移植・代替地を生育生息環境が近似する他地区で確保し，移植する。
- ・ 移植に当たっては，既存の自然環境への影響を最小限に抑えるよう立地地区を選定する。

【工事中における配慮】

- ・ 伐採・枝打ち・立入は，必要最小限に留める。
- ・ 必要に応じて，重要な動物の繁殖・産卵時期等，生物の生息条件に影響を与える時期における施工を控える。
- ・ 主要な種の生態を考慮して，繁殖・産卵時期等における工事時期を回避するとともに，工事方法についても配慮する。

③ 緑の量の確保・生物多様性への配慮

考えられる配慮内容：土地を改変したり，建築物を建設する場合の配慮措置としては，計画的な土地利用，施設（周辺・壁面・屋上等）の緑化，緑の適正管理など

～環境配慮事項～

- No.27 緑地の保全対策
- No.28 屋上・壁面，法面，人工地盤等に係る緑化
- No.29 生物多様性に配慮した緑化
- No.30 在来種・結実種（食餌植物）の植栽
- No.31 水と緑のネットワーク化に配慮した緑化等
- No.32 現存植生の移植等
- No.33 造成後の更地の緑化に係る対策
- No.34 標識（保全啓発，樹木名の表示など）の設置
- No.35 維持管理の工夫

配慮例

【街区における計画】

- ・ 配置・構造を含め緑の量や生物多様性に係る影響緩和策を採用する。
- ・ 市街地における緑化などにより，野生生物の種ごとに移動が可能な緑地の連続性（ネットワーク化）を確保する。
- ・ ビオトープ空間（生物の復元生息空間）の創造により在来種の生育生息空間を確保する。
- ・ 樹林地，緑地，水辺等を公園等に取り込む。
- ・ 地区計画や緑地協定等により，樹林地，緑地等の保全と創造に配慮する。
- ・ 集合農地区を設け，緑地を確保する。
- ・ 土地利用状況や住民の利用動向に応じた緑地を確保する。
- ・ 生態系に配慮した緑化・植栽を導入する。
- ・ 水と緑のネットワーク化に配慮した緑化・植栽等を導入する。
- ・ 魅力的な樹林等のエリアを創出したり，地域のモニュメントとなるような樹木を複数植栽する。

【建築物・道路における緑化】

- ・ 「調布市自然環境の保全等に関する条例施行規則」の別表第5に示された「公共施設の緑化基準(1)道路(2)河川(3)公園(4)学校，庁舎その他の施設」を十分上回る緑の量を確保する。
- ・ 施設用地・施設内の緑化を推進するとともに，屋上緑化・壁面緑化，法面・人工地盤等における緑化等も実施する。
- ・ 高層建築物の周囲に緑地を確保する。
- ・ 道路緑化とともに，緑道を設置したり，工事用道路の植栽復元を図る。
- ・ 自然植生に配慮した法面緑化（緑化ブロック等による植栽）を図る。

【緑化の方法】

- ・ 『植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～』（東京都環境局 平成26年5月）に基づき種を選定し植栽することで，在来の鳥類や昆虫類に配慮する。
- ・ 多様な動物が生息できるよう，高木，中木，低木，草本を組合せ，将来的に多階層の樹林が形成されるように配慮する。

- ・ 植栽する場所は、植栽する種に応じて適切な土壌改良や客土などの植栽基盤整備を行う。
- ・ 自然環境（地形、地質、気候等）に合った在来種・結実種（食餌植物）を植栽する。
- ・ 新たに植栽を行う場合は、周辺の動植物への影響に配慮する。
- ・ 周辺の植生と類似する樹木を選定するなど、周辺の緑との調和に配慮する。
- ・ 計画地内の既存樹木は安易に伐採せず可能な限り移植する。
- ・ 既存の植生等の移植等に当たっては、近似した生育生息条件の他地区を同規模以上確保する。

【更地の緑化】

- ・ 造成が終わってから建物の建設までの期間が開く場合は、更地を裸地状態にせず、可能な限り緑化する。
- ・ 更地の緑化に際しては、複数の開花植物等により景観的に優れたものを採用するか、最低限、土壌の飛散を防ぐよう地被植物による被覆等を採用する。

【標識等による環境学習】

- ・ 主要な植物には、標識（保全啓発、樹木名の表示など）を設置する。
- ・ 標識に、郷土とのつながりなどを解説する。

【維持管理】

- ・ 農薬を適正に利用し（無農薬を含む）、使用量を削減する。
- ・ 特定外来生物を駆除する。
- ・ 定期的な維持管理作業プログラムを計画する。
- ・ 環境学習を視野に入れ、市民との協働により維持管理を行う。

④ 健全な水循環の確保／都市型水害対策

考えられる配慮内容：地表面を改変したり、建築物の用排水に関わる作業を実施した場合の配慮措置としては、雨水浸透ますの設置、雨水利用設備の設置、湧水の保全、透水性舗装、節水など

～環境配慮事項～

No.36 雨水・排水利用システムの採用

No.37 透水性舗装，雨水浸透施設の採用

No.38 節水システム採用

配慮例

【雨水・排水の利用】

- ・ 雨水貯留槽を利用した雨水利用システムを採用したり、雨水タンクにより散水等に使用する。
- ・ 下水処理水等を利用した排水再利用システムを採用する。
- ・ 水路や池などで高度処理水を利用する。

・ 「雨水の利用の推進に関する法律」が平成26年5月に施行され、地方公共団体も雨水の利用の推進に努めなければならない。

【雨水の浸透対策】

- ・ 舗装部分を必要最小限に抑え、植栽等により自然の水循環が損なわれないよう配慮する。
- ・ システムの開発状況を把握しつつ、可能な箇所に透水性舗装、雨水浸透施設を採用する。
- ・ 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチを採用する。

- ・ 雨水の貯留・浸透は、豊かな湧水を呼び戻すために必要なだけでなく、ゲリラ豪雨等の大雨による浸水被害の軽減に効果がある。
- ・ 「野川流域豪雨対策計画（平成21年11月 東京都総合治水対策協議会）」において、全ての公共施設（庁舎、教育施設、車道、歩道、公園等）へ貯留・浸透施設の設置を極力進めていくこととしている。
- ・ 調布市の湧水は、平成23年度の湧水調査（調布市環境政策課）において26箇所確認されているが、都市化に伴い箇所・湧水量ともに減少していく傾向にある。

【節水】

- ・ 各種節水システム（自動洗浄式小便器、自動水洗式手洗器、節水水栓、擬音装置など）を採用する。
- ・ 大部分の水利用箇所において節水システムを採用する。特に使用量の多い箇所には、必ず採用する。

(3) 景観・歴史文化・人と自然とのふれあい環境への配慮

① 周辺環境情報の把握

考えられる配慮内容：市民等に親しまれている眺望、公園など日常的に自然とのふれあいの場として利用されている緑や水辺の有無を確認することなど

～環境配慮事項～

No.39 特筆すべき眺望点・景観資源・社会資源の状況の把握

配慮例

【景観・人と自然との触れ合い状況の把握】

- ・ 周辺における人と自然との触れ合い状況を把握する。
- ・ 周辺における特筆すべき眺望点・景観資源・社会資源の利用状況を把握する。
- ・ 市民等に親しまれている眺望、公園など日常的に自然との触れあいの場として利用されている緑や水辺の状況を把握する。

② 地域を特徴づける景観の保全・創出

考えられる配慮内容：眺望場所の保全，眺望を遮らない立地・施設計画，良好な景観の創出，自然とのふれあいの場へのアクセスルートの確保，周辺と調和する施設形状・色彩，地域の植生を活かした遮蔽植栽など

～環境配慮事項～

No.40 景観等に配慮した計画・設計

No.41 眺望点の保全対策

No.42 周辺の街並みと調和した景観形成対策

No.43 建築物の修景や屋外広告物・照明等の対策

No.44 工事中の景観配慮

No.45 歴史的・文化的資源への配慮

配慮例

【景観等に配慮した計画・設計】

- ・ 地区の景観特性（自然景観，街並み景観等）を把握し，地域特性を生かした整備を行う。
- ・ 地域を特徴づける景観，身近に触れ合える緑や水辺を保全・創出する。

【眺望点の保全対策】

- ・ 文化財や建築物，樹林等への眺望を妨げないように，建築物の配置，高さ等に配慮する。
- ・ 周辺における眺望場所の保全及び眺望を遮らない配置・施設となるよう配慮する。
- ・ 観光地等においては，緑化された歩行者道路，サイクリング道路，ポケットパークなど，市民のレクリエーション活動・憩いの場を考慮した眺望点の整備を図る。
- ・ ビューポイントやアイストップ（人の視線をひきつける対象物）等を考慮した道路等を計画する。

【周辺の街並みと調和した景観形成対策】

- ・ 適切な土地利用計画により，周辺の街並みと調和した景観形成（配置，高さ，デザイン，色彩）を図る。
- ・ 歩道・自転車道の設置などによる，快適な道路環境の創出策を講じる。
- ・ 電線類地中化等の無電柱化を図る。

【建築物の修景や屋外広告物・照明等の対策】

- ・ 周辺環境（崖線，河川，街並み等）の把握に努め，周辺地域の景観（眺望，緑や水辺，街並み）などに配慮した配置，形状，色彩とする。
- ・ 橋脚や街路灯，ガードレール等の施設のデザインや形状，色彩を工夫し，周辺の景観との調和を図る。
- ・ 駐車場等の設置に当たっては，周辺との調和が図れるよう植栽等の修景を図る。
- ・ 屋外広告物は，周辺景観に配慮したものとする。
- ・ 屋外照明は，夜間においては，照明の光が景観を形成する主要な要素となるので，光の強さ，方向を注意深く計画し，漏れ光などがないように配慮する。
- ・ 屋外照明の上空へ漏洩する光を極力制限するように配慮する。

【工事中の景観配慮】

- ・ 周辺の景観に配慮して、工事用仮囲いに景観デザイン（ペイント、写真、市民参加型ギャラリーへの活用等）を採用する。
- ・ 「見せる現場」として、透明のポリカーボネイト版の窓を設けて、工事現場を外から見られるよう工夫する。
- ・ 仮囲いや仮の柵に緑化をする。
- ・ 整理整頓された工事現場となるよう配慮する。

③ 歴史文化

考えられる配慮内容：歴史的・文化的資源への保全・活用・配慮など

～環境配慮事項～

No.45 歴史的・文化的資源への配慮

配慮例

【歴史的・文化的資源への配慮】

- ・ 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）では、埋蔵文化財の調査を適切に実施し、埋蔵文化財の保全・活用を図る。
- ・ 歴史的・文化的資源の保全又は活用を図った計画・設計にする。
- ・ 工事中に歴史的・文化的資源への配慮をする。

④ 身近にふれあえる緑や水辺の保全・創出

考えられる配慮内容：施設の配置等の見直し、ふれあい施設とそこへのアクセス性、遮蔽、身近な自然を楽しむ人の多い時期・時間帯に配慮した工事工程とすることなど

～環境配慮事項～

No.46 ふれあいの場の保全及び創造

No.47 遮蔽植栽等による影響軽減対策

No.48 工事の時期・時間帯の対策

配慮例

【ふれあい活動の場の保全・創造】

- ・ 人と自然とのふれあい活動の場が消滅することのないよう、回避あるいは改変面積を極力少なくする。
- ・ 緑化された歩行者道路、サイクリング道路、ポケットパークなど、市民のレクリエーション活動・憩いの場を考慮した施設の整備を図る。

- ・ ふれあいの場が一定間隔で配置できるよう場の創出またはそこへのアクセスを確保する。
- ・ 自然とのふれあいの場へのアクセス性の向上のため、遊歩道を作る。
- ・ 生活道路の確保に努める。
- ・ 障害者、高齢者等に配慮し、ユニバーサルデザインを推進する。
- ・ 河川敷に、遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動を考慮した施設の整備を図る。

【植栽等による配慮】

- ・ 緩傾斜護岸、階段護岸、自然石組護岸など、市民が利用しやすい形状の護岸を整備するとともに、アクセス性の向上を図る。
- ・ 地域の植生を生かした、一定の大きさを持った遮蔽植栽を採用する。

【工事における配慮】

- ・ 身近な自然を楽しむ人の多い時期・時間帯を回避するような工事工程を採用する。

(4) 地球環境の保全への配慮

① 温暖化対策

考えられる配慮内容：交通ネットワークの配慮、車輛のエコドライブ、温室効果ガスの不使用・適正管理など

～環境配慮事項～

No.49 CO₂等温室効果ガスの対策

No.50 フロン・SF₆等の対策

配慮例

【交通ネットワークに係る配慮】

- ・ バス路線やバス停留所の新設により利用しやすくする。
- ・ 広域交通ネットワークの整備により交通流の秩序化を図る。
- ・ バイパスなどの整備により交通の分散化を図る。
- ・ 交通が既存市街地に流入しない道路ネットワークを採用する。
- ・ 右折帯の設置や立体交差化等により、交通流の円滑化を図る。
- ・ わかりやすい案内標識を設置する。
- ・ モーダルミックス（各種の交通機関を連携させた効率的な運送体系）を推進する。
- ・ 周辺の道路や公共交通機関等の乗り換えを促進する。
- ・ 発生交通量と通過交通量に配慮した道路整備を図る。
- ・ 適正な広さの駐車場を確保する。
- ・ 地域物流拠点整備を支援するよう道路を整備する。

【車輛の環境配慮】

- ・ 工事関係車輛のエコドライブを推進する。

エコドライブ 10 のすすめ

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適切に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう

- ・ 請負業者に過積載防止等について指導する。

【フロンガス等使用量の削減】

- ・ オゾン層を破壊せず、かつ、地球温暖化係数の小さい発泡剤（ノンフロン等）を利用した断熱材を採用する。
- ・ エアコンや冷暖房機、空気調和機の冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないもの（ノンフロン、代替フロン等）を採用する。
- ・ フロン・SF₆（六フッ化硫黄）等を使用している既存設備は、償却が終了したものから回収し、廃棄する。
- ・ 電力機器の絶縁媒体等として使用されているSF₆の使用を抑制するか、回収を指示する。

② 省エネルギー・省資源

考えられる配慮内容：燃料や電気を利用する施設の新設・改修や運搬機器の省エネを実施する場合における配慮措置としては、熱負荷の低減、空調の適正運転、照明等に係る電力削減、給湯方式の高効率化、運搬車両の省エネ、適正なエネルギー管理システムの採用など

～環境配慮事項～

- No.51 エネルギーマネジメントシステムの導入
- No.52 施設部位に応じた空調制御方式の採用
- No.53 照明設備の照度・点灯時間による対応
- No.54 消費エネルギーの少ない機器や運転方法
- No.55 高効率給湯方式の導入

配慮例

【エネルギーマネジメントシステム】

- ・ ビルや家庭等のエネルギー管理システム（BEMS、HEMS等）を導入し、効率的に運用する。
- ・ 建物の電力負荷の特性等を考慮し、電力貯蔵（蓄電）システムを採用する。
- ・ 設備機器の累積運転時間、エネルギー消費変動傾向等の使用状況及び点検、修理、故障等の履歴情報の収集・分析が可能なシステムを採用する。

【空調制御】

- ・ 配電損失・配管熱損失・ダクト内抵抗などを低減するよう電気室ほか設備諸室を配置する。

- ・ 空調室の排気を用いて廊下や倉庫、駐車場等の簡易な空調を行うカスケード利用（熱エネルギーの段階的利用）を採用する。
- ・ 建物の部屋の用途、熱負荷特性を考慮し、潜熱蓄熱、躯体蓄熱等を採用する。
- ・ 機械換気設備における送風機ファンの発停時間を制限する。
- ・ 駐車場等における換気量を適正化する。
- ・ 外気温度の低いときに外気導入量を増やし、冷房用エネルギーを削減することが可能な外気冷房システムを採用する。
- ・ 空気調和機のゾーニング（運転台数の制限）を図る。
- ・ 室内の温度及び湿度を適正化する。
- ・ 変風量方式における送風温度の緩和や送風量を適正化する。
- ・ 小規模建築物においてパッシブ換気・パッシブソーラー等を採用する。
- ・ 太陽熱や地中熱を利用した空調を採用する。
- ・ 排気熱を再利用（全熱交換器など）する。
- ・ 夜間に建物内の残熱を排熱するナイトパーズを採用する。
- ・ 施設内で生じる熱を周辺地域に供給する。

【建築物の工夫】

- ・ 望ましい風環境の確保を図るために、建築物の形状及び配置に関して、夏の主風向に直交する最大敷地幅に対する建築物の幅や空地の幅を可能な限り小さくする。
- ・ 建物の用途や地域の環境特性に配慮した上で、半地下や屋根散水等、熱負荷の低減に有効な手法を採用する。
- ・ 開口部・躯体の断熱、気密性の向上等により、省エネルギーを推進する。
- ・ 庇、外ブラインド等の日射遮蔽手法の採用や、日射遮蔽能力の高い窓ガラスの効率的な採用、樹木の利用などにより、開口部からの過大な日射の進入を抑制する。
- ・ 複層ガラスなどの断熱性の高い窓ガラス、エアフローウィンドウ・ダブルスキントップ等の採用により、熱負荷を低減する。
- ・ 屋上緑化や壁面緑化による建物の断熱性の向上を図る。

【照明設備】

- ・ LED蛍光灯を導入し電力使用量を削減する。
- ・ 昼光に連動して照明を制御する自動調光システムを採用する。
- ・ 自然光を積極的に活用する、ライトシェルフ、ハイサイドライト、グラデーショナルブラインド等を採用する。
- ・ 施設部位に応じた照明点灯・制御方式（タスク・アンビエント照明、人感センサー、初期照度補正等）を採用する。
- ・ 照明設備の照度及び点灯時間の適正化・自動化、間引き照明を実施する。
- ・ 誘導灯（非常灯を含む）などに高輝度誘導灯を導入して電力使用量を削減する。

【機器等に係る省エネルギー】

- ・ 「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の「省エネ行動」に基づき電気・燃料の使用量を削減する。
- ・ 昇降機には、インバータを利用した運転駆動方式や群管理などの運転制御方式を採用する。
- ・ 搬送用動力機器の最適容量の選定や台数制御を採用する。

- ・ 軽量化することにより動力を軽減する。
- ・ 省エネルギー型の建設作業機械，運搬車両の導入に努め，無駄なアイドリングを抑制する。
- ・ O A機器は，長時間使用しない時には主電源を切る。
- ・ 電力を消費する機器の使用にあたっては，消費エネルギーの少ないトップランナー（経済産業省）に相当する機器を導入し，活用する。

【給湯方式】

- ・ 給湯時間を適正化・自動化する。
- ・ 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器，潜熱回収型給湯機器等の高効率給湯器を採用する。
- ・ 中央給湯方式から局所給湯方式へ変更または採用する。
- ・ 電気負荷及び熱負荷の特性について検討し，電気エネルギー及び熱エネルギーの有効利用による総合効率の向上により，省エネルギー及び環境負荷の低減が見込める場合には，コージェネレーションシステムを採用する。
- ・ 複数の建築物でエネルギーを効率的に共同利用する。

③ 再生可能エネルギー等の活用

考えられる配慮内容：電気や熱を利用する施設を新設・改修する場合における配慮措置としては，再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入，効率的な熱利用など

～環境配慮事項～

No.56 再生可能エネルギーの採用

No.57 地点熱供給・建物間熱融通等の採用

配慮例

【自然エネルギーの利用】

- ・ 太陽光を利用したシステムにより再生可能エネルギーを利用する。
- ・ 太陽熱集熱器と吸収式冷凍機又はヒートポンプとを連携したシステムを採用する。
- ・ 風を利用したシステムによる再生可能エネルギーを利用する。
- ・ 小水力発電を採用する。

【地点熱供給・建物間熱融通等の採用】

- ・ 地点熱供給事業（集中熱発生施設による熱供給システム。規模が小さいタイプや同一の敷地内で特定の需要家に供給するタイプがある。）を採用する。

・ 地点熱供給は，個別熱源システムに比べて約8.2%の省エネ効果を有している。
（出典：平成23年5月 経済産業省資源エネルギー庁資料）

- ・ 建物間熱融通（近隣の建物相互間で熱源設備を導管で連結して共同利用することにより，熱を融通するシステム）を採用する。
- ・ 未利用エネルギー（河川水の熱，地下水の熱，ごみ焼却排熱等）を活用する。

④ ヒートアイランド

考えられる配慮内容：地上において施設を新設・改修する場合における配慮措置として、建物周辺の緑化・水面の設置，屋上・壁面緑化，高反射率の被覆材の採用など

～環境配慮事項～

No.58 地上・建物における緑化

No.59 地上・建物における被覆材の採用

配慮例

- ・ 地上部及び建築物屋上において樹木，芝，草花等を植栽するとともに，池，噴水その他の常時水面のある施設等を設置する。
- ・ ‘緑のカーテン’ や ‘緑のじゅうたん’ を設置する。
- ・ 地上部及び建築物屋上において保水性の高い，反射率の高い被覆材を採用する。

⑤ 施設の長寿命化／既存施設の有効利用

考えられる配慮内容：既存施設の有効利用，高耐久性の構造・工法・材料の採用，機能の変化に対応可能な改修・修繕が容易となる建築物の配置・モジュール化，容易な維持管理など

～環境配慮事項～

No.60 既存施設の有効利用の対応

No.61 構造物の強度への対応

No.62 設備機材の防食対策の採用

No.63 耐震化補強の対応

No.64 容易な施設更新

No.65 標準モジュール・システム化・ユニット化等の採用

No.66 維持管理のための設備等の採用

配慮例

【既存施設を有効利用】

- ・ 既存施設を歴史的建造物等とする等によって，新たな活用ニーズを創出する。
- ・ 既存施設をアセットマネジメントの実施により長寿命化する。

【耐震性・耐久性・耐火性】

- ・ 耐久性・耐火性・耐震性について，標準を十分上回るよう補強を実施する。
- ・ 既存施設について，耐震診断を実施する。
- ・ 水セメント比を適切に設定する。
- ・ 鉄筋のかぶり厚さを適切に設定する。
- ・ 設備機材の適切な防食対策を広範囲に対して施す。

【機能の変化に対応】

- ・ 施設のライフサイクルに伴う変更・再利用に配慮し、機能の変化に対応可能な材料・工法を採用する。
- ・ 将来的な増築や機能の変化・高度化に対応可能なように、建築物の配置について以下の例のように改修，修繕が容易となるよう配慮する。
 - 躯体と内装・設備を切り離した構成。
 - 余裕をもった設備容量と集約化。
 - 余裕を持った壁や柱の配置，階高や梁下の高さ。
 - 変更しやすいような耐力壁の配置。
 - 着脱可能な壁システム。
 - 部分更新や変更可能な間仕切り，モジュール化した内部仕上げ材，ブロック間仕切り。
- ・ 将来的に，集密書架やコンピュータ等の設置に対応可能なように，ゆとりのある床荷重を設定する。
- ・ 将来的に対応可能な機器容量に配慮してスペースを確保する。
- ・ 工事のための敷地面積のゆとりに配慮する。

【モジュール・ユニット化】

- ・ 設備のシステム化，ユニット化，プレハブ化等フレキシブルで交換が容易な配置や構造を採用する。
- ・ 部分的な更新が容易となるように，分解が容易な資機材，規格統一されたモジュール材料等を採用する。
- ・ 現場の状況を考慮して，二次製品の長尺化を図る（側溝，境界ブロック等）。

【容易な維持管理作業】

- ・ 10年に1回程度の頻度で実施される更新工事でも容易に実施可能な余裕のある施設構造にする。
- ・ 毎年の点検が容易にできる施設構造を採用する。
- ・ 外壁の塗装，タイル貼り等による維持管理が容易な躯体の保護材を適切に使用する。
- ・ 外壁の簡易洗浄や劣化診断等のために，足場の仮設を容易にするアンカーの設置などの配慮をする。
- ・ 建築設備の配管やダクトの更新に配慮し，脱着可能な天井，壁のシステム，さや管ヘッダー方式等を採用する。
- ・ 専有部分に立ち入ることなく行える共用配管を採用する（賃貸住居等）。
- ・ 室内，天井内及びシャフト内に設置される設備機器，配管，配線，ダクト等の補修，更新，維持管理のための点検口及びスペースを確保する。
- ・ 主要設備の更新時に利用可能な搬出ルート・出入り口ハッチを確保する。
- ・ 修繕等の際し，円滑かつ安価にできるように，広く普及した製品を採用する（国内に数件しかない事例の設備機器を採用しない等）。

⑥ 再生建設資材の利用

考えられる配慮内容：現場発生材の再利用，再生資機材（コンクリート再生骨材，再生砂等）や環境配慮製品の利用など

～環境配慮事項～

No.67 再生資材使用量の拡大，新たな再生資材の利用等の採用

No.68 掘削土量の削減や現場内利用

No.69 環境配慮製品の調達・購入

配慮例

【再生資材の使用】

- ・ エコセメント及びエコセメントを用いたコンクリート二次製品を使用する。
- ・ 土砂・採石・再生アスファルト混合物等の使用範囲を拡大し，大部分を再生資材とする。
- ・ コンクリート再生骨材・路盤材再生砕石・再生砂を使用する。
- ・ 埋戻材料に再生砂を使用する。
- ・ コンクリート用再生骨材を捨てコンクリートとして利用する。
- ・ 再生砕石を使用する（基礎材，裏込材，敷砂利，路盤材等）。
- ・ 杭基礎等に高炉スラグを多く含む高炉セメント又はフライアッシュセメントを使用する。

【現場内再利用】

- ・ 現場発生材をリサイクル利用する。
- ・ 掘削土のほぼ全量を場内あるいは他の市施工事業で再利用する。
- ・ 掘削土を建設副産物情報交換システムで再利用する。
- ・ 土地の掘削を伴う工事については，掘削土量の削減に努めるとともに，現場内で再利用する。

【環境配慮製品の利用】

- ・ 長期使用型資材など省資源型の資材等を使用する。
- ・ 包装・梱包材を簡素化させる。
- ・ エコマーク等環境配慮製品に配慮し，東京都の建設グリーン調達制度に準拠した調達を実施する。
- ・ 再利用が可能な資材を使用する。
- ・ 資源の枯渇に配慮し，製造時の二酸化炭素の排出量が少ない自然材料又は自然に近い素材（緑化ブロック舗装，擬木柵等）を使用する。
- ・ 多摩産材や間伐材など自然素材を使用する。
- ・ 再生塩ビ管を使用する。
- ・ エコ電線を使用する。
- ・ 電炉鋼材その他のリサイクル鋼材を鉄筋以外の構造用材料として採用する。
- ・ 塗装材料に再生材を使用する。
- ・ 廃プラスチック利用製品を使用する。
- ・ 仮設土留めでパイプサポートを使用する（木材使用の縮減）。
- ・ 型枠を使用しない工法を採用する（打込み型枠，プレキャストコンクリート化等）。
- ・ 熱帯木材型枠の使用を控え，鋼製型枠や古紙再生利用型枠を使用する。

エコマーク



⑦ 建設副産物の減量化・再資源化

考えられる配慮内容：建設副産物の少ない施工技術・方法の採用，再利用可能な建設副産物（特定建設資材）の再資源化など

～環境配慮事項～

No.70 廃棄物発生 최소화

No.71 環境負荷が少ない材料，自然素材の採用

No.72 建設副産物のリサイクル

配慮例

【発生抑制】

- ・ 仮設資材を削減する。
- ・ 現場事務所におけるごみを減量，分別等を実施する。
- ・ 分別収集を容易にする設備や廃棄物を削減するための設備を採用する。
- ・ 建設副産物の少ない施工技術及び施工方法を採用する。
- ・ プレキャスト構造（工場生産したコンクリートパネルを利用した構造）や鉄骨造など，軽量化，現場作業の省力化を図ることで建設副産物の発生を抑制する。
- ・ 現場での資材加工で発生する廃材を少なくするため，工場等における建設資材のプレカット等を実施させる。
- ・ 現場事務所におけるミスコピー用紙を再利用（裏紙）する。
- ・ 仮設用配管材を転用する。
- ・ 土留め用矢板（木材・鋼材）を再使用する。
- ・ 既設下水管を再利用する。
- ・ 型枠の転用回数を増加させる。
- ・ 既存の植栽等を再生利用する。
- ・ 有機系廃棄物を，堆肥化や燃料化によって再利用するための設備や施設を採用する。
- ・ 落ち葉や雑草，剪定植物等をリサイクル（堆肥化，チップ化）するとともに，その他の木くず等についても再利用，再資源化する。
- ・ 表土を有効利用する。
- ・ 短寿命建築物（事業用借地の建築物等）においては，構造材の再使用が可能となるように計画するとともに，内装材・外装材を再使用・再生利用する。

【環境負荷の少ない材料の使用】

- ・ 包装・梱包材を簡素化させる。
- ・ 使い捨て材料を可能な限り使用しない。
- ・ 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用を抑制するとともに，適切に回収する。
- ・ 経済性を持って製品化されている環境負荷が少ない材料，自然に近い素材を，可能な限り採用する。

【リサイクル】

- ・ 現場内，他工事，ストックヤード等の建設発生土を再利用する。

- ・ 再利用可能な建設副産物については、積極的に利用する。
- ・ リサイクル可能な建設副産物（アルミ廃材、ガラスカレット、廃プラスチック等）については、リサイクルプラント等へ搬入する。
- ・ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）については、可能な限りリサイクルするなど、建設副産物を減量化・再資源化する。
- ・ 「建設副産物情報交換システム」、「建設発生土情報交換システム」の活用等により、建設副産物及び建設発生土のリサイクルを推進する。
- ・ 残土及び再生使用可能な建設資材を現場内及び他工事でも活用するため、必要に応じて、土砂の発生時期と利用時期の期間調整のためのストックヤードを設置する。

⑧ 建設副産物の適正な処理・処分

考えられる配慮内容：廃棄物等の保管，収集運搬，処理・処分の適正化とその管理システム・計画書，マニフェストの確認など

～環境配慮事項～

No.73 リユース，リサイクル対象物，廃棄物の分別

No.74 処理，処分方法の確認

No.75 廃棄物等の収集運搬，処理・処分に係るマニフェストの発行

No.76 発生する建設副産物等の適正処理の確認

配慮例

【分別毎の保管場所】

- ・ リユース，リサイクル対象物，廃棄物の分別毎の保管場所を十分に確保し，適正に管理する。
- ・ 分別実施状況を現場で確認する。
- ・ 解体・取壊し工事における分別解体を徹底する。
- ・ 更新周期の短い仕上げ材等については，更新時期に分別回収を可能とするため，単一素材まで分解できるような建築資機材を採用する。

【処理・処分方法】

- ・ 最新のマニュアル等に基づく方法で処理，処分されているか確認する。
- ・ リユース，リサイクル及び処分対象物別の方法を明確にし，搬出入システムを規定する。

【マニフェストの発行及び処理・処分状況の確認】

- ・ 廃棄物等の収集運搬，処理・処分に係る業者と契約するとともに，工事期間中に現場を視察し，マニフェストを発行していることを確認する。
- ・ マニフェスト等により，廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに，適正に処理されたことを書類等により確認する。
- ・ 工事期間中に現場を視察するとともに，主なまたは新規業者について処理・処分場を視察する。または，工事業者に処理・処分場についての視察状況を適宜報告させる。

(5) その他全般・監理

① 全般・監理

No. 1, 2, 21, 22 で行った現状把握に基づいて環境影響に対する環境配慮事項の事前調査、実施状況の確認・見直し、庁内調整、緊急時連絡体制、本指針の周知、CASBEE 評価など

～環境配慮事項～

No.77 環境配慮内容の決定・調査

No.78 監視体制の構築

No.79 請負業者との環境配慮契約・指示

No.80 工事の監理

配慮例

【配慮内容の決定・調査】

- ・ (No. 1, 2, 21, 22 で行った現状把握に基づき)、工事・供用段階で発生する環境影響に対する環境保全対策が必要な内容について、生活環境・自然環境等の項目ごとに必要性を調査し、詳細を決定する。
- ・ 環境に与える影響が大きいと考えられる事業については、事前に調査し、その結果を計画・設計に反映する。
- ・ 事業についての総合的な検討を行う中で、計画のより早い段階から環境情報を収集し、環境への影響について配慮する。

【監視体制】

- ・ 迷惑施設になる場合には、住民意見聴取の機会を設けた監視体制を構築、または、公表制度をもつ監視体制を構築する。
- ・ 庁内調整のためには、既存組織を活用するか、新たな組織を設置する。
- ・ 緊急時の連絡体制を定める。
- ・ 環境関係・建設関係等関連法の遵守について、適切な監視・指導を行う。

【請負業者との環境配慮契約】

- ・ 環境配慮の観点を盛り込んだ契約事項の設定、及び契約管理を行う。
- ・ 本指針を適用する旨を仕様書に記載する。
- ・ 請負業者に環境評価プログラム (ISO14001 等) の取得状況を報告させる。
- ・ 契約の際に、「環境配慮型プロポーザル方式」等によって、環境に配慮した提案をした業者を評価する仕組みを作る (環境配慮契約法において、地方自治体には建築設計の環境配慮型プロポーザル方式の採用を努力義務と規定)。

環境配慮型プロポーザル方式について

☆進め方

『プロポーザル方式による設計者選定の進め方—質の高い建築設計を実現するために』(一般社団法人公共建築協会)等の資料が参考になる。

(次ページに続く)

☆具体例（国等の参考になる事例）

■環境配慮に関する一般的な事項を求めた例

- 二酸化炭素排出量削減についての提案
- 施設の機能・品質確保を前提とした二酸化炭素排出量削減についての提案
- 環境及び省エネルギーに配慮した設計について
- 室の用途や地域の環境特性に配慮した上で、熱負荷の低減及びライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO2）の削減に有効な手法。
- 環境負荷低減及び効率的な維持管理に関し、特に配慮する事項について
- 自然エネルギーの活用と二酸化炭素排出量削減について
- 施設の特徴を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案。

■地域特性の考慮を求めた例

- 地域特性などを考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案
- 積雪寒冷地に適した環境負荷低減の提案
- 山陰地域に適した環境負荷低減の方策について

■環境配慮とコスト削減を求めた例

- コスト面にも配慮した環境負荷低減について
- 自然環境に配慮した環境負荷低減の抑制と自然エネルギーの活用について
- 省エネルギー対策や自然エネルギー利用、メンテナンスフリー材料の採用等、費用対効果を踏まえたライフサイクルコスト削減への工夫について
- イニシャルコストを踏まえた、省エネルギー、温室効果ガス等の排出削減に考慮した環境配慮設計について。
- 改修費コストの縮減及びライフサイクルコストの低減を踏まえた、二酸化炭素排出量削減及び環境負荷の抑制方策についての提案

■より具体的な項目を設定した例

- 病院の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案
- 施設の機能・品質確保を前提とした二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の抑制と省エネルギーについて
- 居室、廊下やコア等の配置、窓の大きさなどの工夫により、熱負荷を低減させる建築計画。
- 上記事業設計業務の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案（一般的な項目の網羅的提示ではなく、気候・敷地形状・周辺状況等を考慮し、設計に当たっての考え方や具体的な取組方法等、より効率的な方策を示すこと）
- 大講義室における環境及び経済性、維持管理に配慮した空調システムの提案を行う。
- 温暖化対策（CO2削減）、省エネルギーとデマンド対応に考慮した空調方式・設計に関する提案
- エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理のための設備導入の考え方についての提案

【請負業者への指示】

- ・ 本チェックシートで計画した環境配慮内容を請負業者に周知徹底する。
- ・ 屋根材、下地材、仕上材、外装材へのエコマーク等環境配慮製品の使用を指示する。
- ・ 環境に負荷の少ない材料の使用及び施工方法での工事を指示する。
- ・ 出入り車両の整備・点検について適切に指示する。

- ・ 出入り車両も含め、工事の際の省エネルギー、節水、アイドリング・ストップ等を指示する。
- ・ 請負業者に対し、工事に伴う騒音、振動、粉じん、排出ガス等について、より一層の低減に努めるよう指示する。
- ・ 請負業者（設計及び工事に携わるすべての要員を含む）に対し、本指針の取組み内容について、仕様書等により周知する。
- ・ 講習会の開催、現場巡回時の指導などを行い、作業関係者の環境意識を向上させる。

【工事の監理】

- ・ CASBEE 評価（建築物の環境性能評価システム）を受ける。
- ・ 同調施工（複数の工事を同時に施工）を実施する。
- ・ 再生資源利用（促進）計画書・実施書を作成し、関係者に周知・徹底する。
- ・ 定期的実施状況を確認し、必要に応じて計画を見直す。

② コミュニケーション

考えられる配慮内容：周辺地域との交流、情報提供、環境影響の確認、環境教育の場としての活用など

～環境配慮事項～

No.81 周辺住民等への情報提供・活用策

No.82 周辺住民への環境対策結果の確認

配慮例

【広報・情報提供】

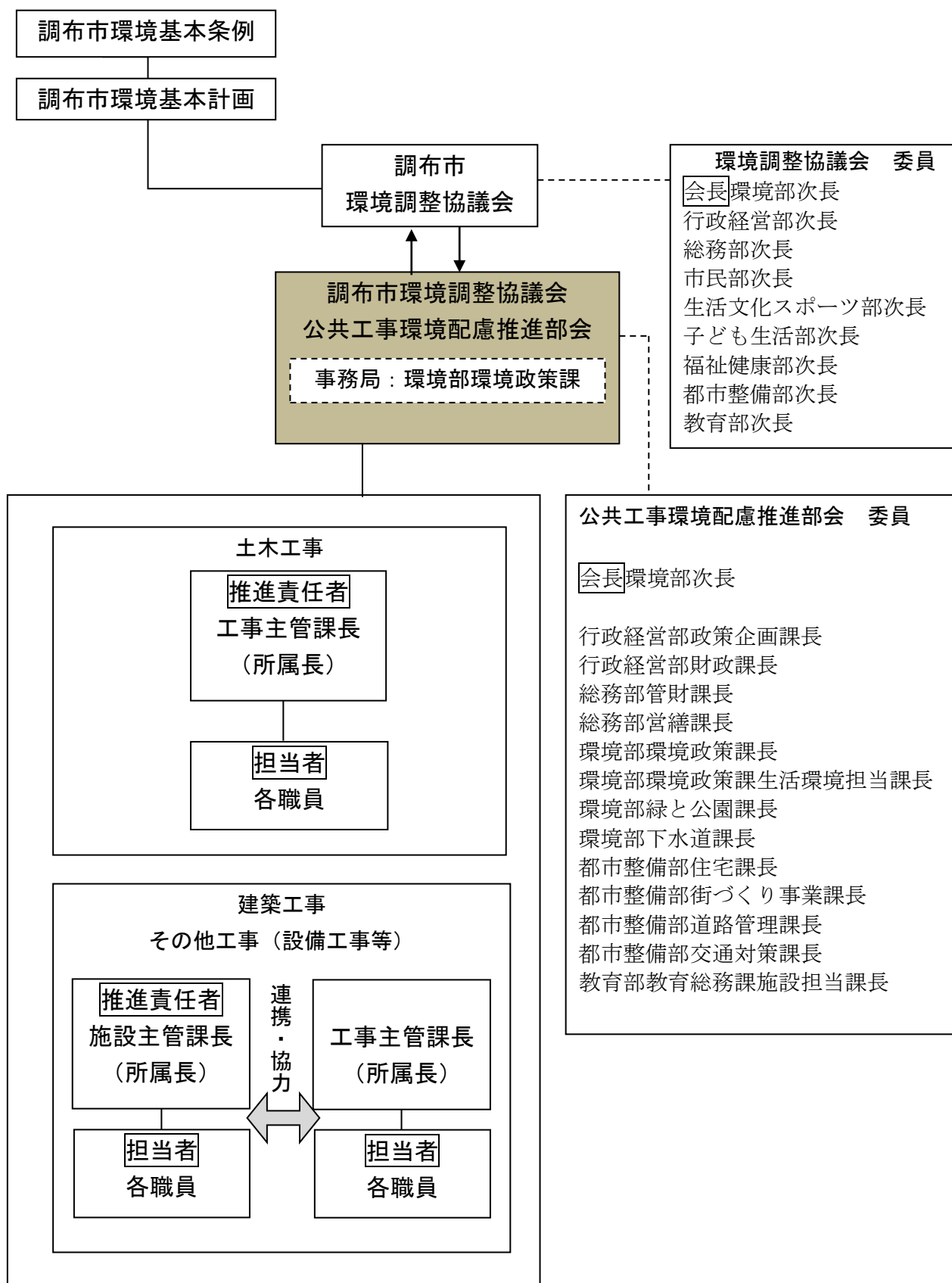
- ・ 周辺地域と交流を図る。
- ・ 施工前から周辺住民への個別挨拶回り、説明会、チラシの回覧配布、ホームページでの広報等を実施する。
- ・ 事業の目的や内容、環境についての調査結果、環境配慮について公表・広報する。
- ・ 広報紙、パンフレット、新聞、テレビ等のマスメディアやインターネットにより情報を提供する。
- ・ 見学会等を開催する。
- ・ 環境教育・環境学習の場としての活用を図る。

【環境対策結果の確認】

- ・ 環境影響に係る報告書を公表し、住民等からの意見を聴取する。
- ・ 周辺地域におけるゴミ拾い、道路清掃等を実施して、周辺住民とコミュニケーションをとる。
- ・ 隣接家屋への影響を確認する。
- ・ 事業毎に環境に関する苦情の受付窓口を明確にする。
- ・ 工事中や工事完了時に周辺住民から環境対策結果（騒音・振動等の有無）を、ヒアリングして確認する。

5 推進体制

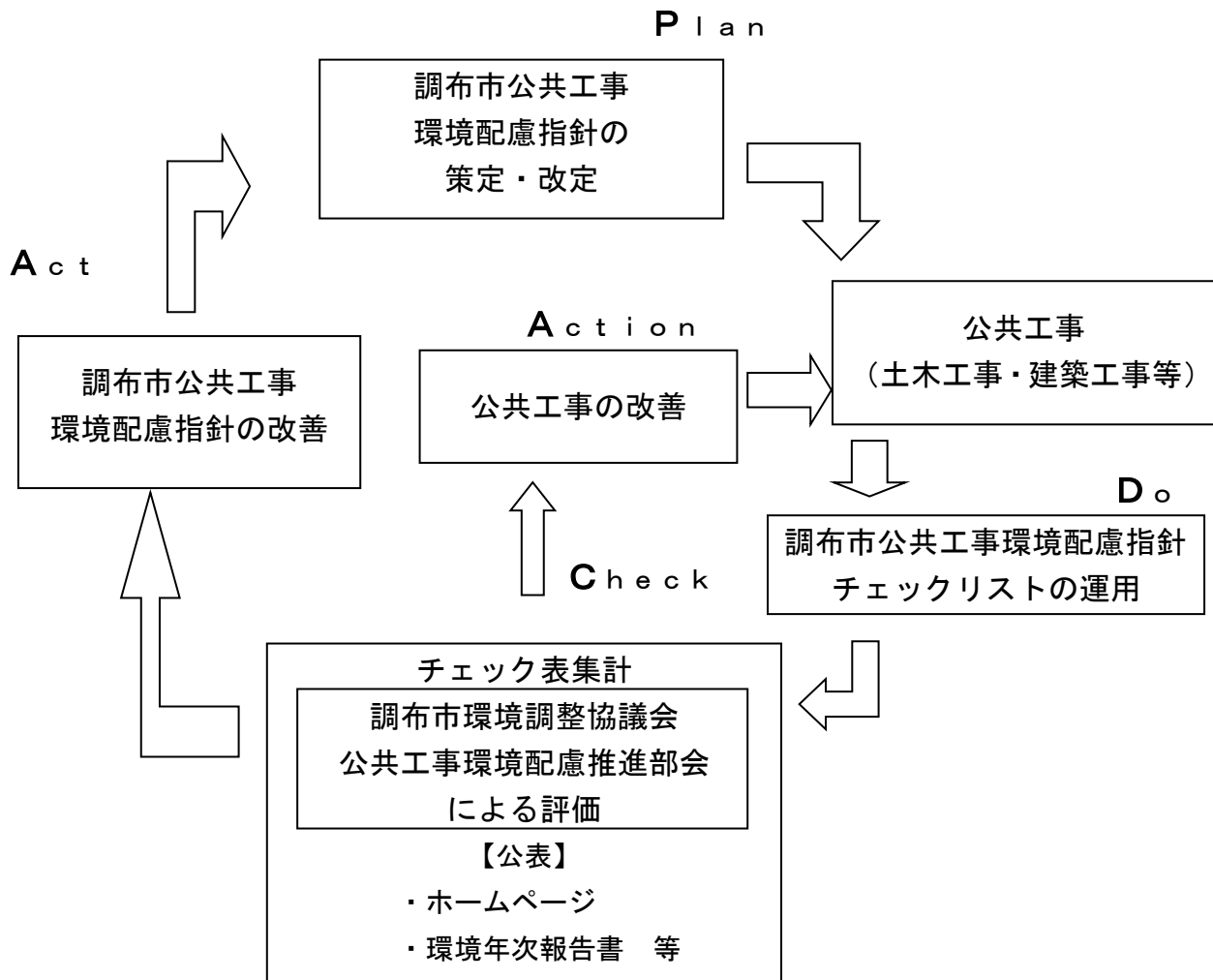
本指針の運用状況の把握及び推進体制は、「調布市環境調整協議会要綱」の規定により調布市環境調整協議会公共工事環境配慮推進部会が行います。



6 進行管理

本指針については、P D C Aサイクルの手法で進行管理を行います。

対象規模の工事で作成したチェックシートは本指針事務局（環境部環境政策課）が集計し、運用状況及び環境配慮チェックシート等は調布市ホームページ等で公表します。



7 手順とフロー

(1) 土木工事（建築物を伴う駐輪場の整備を除く）

段階	【推進責任者】 工事主管課長	工事担当者	設計業者 工事請負業者	環境政策課	備考
計画段階	指導・助言 チェックシート決裁	環境配慮指針確認 ・計画立案 ・環境配慮指針チェックシート作成 計画段階チェックシート修正		必要に応じて 制度説明 必要に応じて 相談・調整 計画段階チェックシート提出・決裁	・関係部署に事前相談 ・工事概要書に各チェックシートを添付して課長決裁。 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出
設計段階	設計委託発注 指導・助言	・計画段階チェックシート確認 ・仕様書作成 仕様書修正 仕様書特記事項に記載し発注			・計画段階の配慮内容を理解・確認する。 ・計画段階の配慮内容を仕様書に盛り込む。 ・仕様書に「調布市公共工事環境配慮指針」に適用する」旨の内容を特記事項として記載。
	設計監理 指導・助言 チェックシート決裁	計画段階チェックシートを業者に配付・説明・指示 環境配慮指針に基づき ・設計案作成（業者から環境配慮提案） ・設計段階チェックシート作成 設計段階チェックシート修正 設計案修正	環境配慮指針と計画段階チェックシートの把握	必要に応じて 相談・調整	・環境配慮指針と計画段階の配慮内容を業者に説明・指示する。 ・設計段階チェックシート案の作成は、設計業者でも担当者でも良い。 ・設計段階チェックシートは、担当者が確認・修正し、課長決裁。 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出。
施工段階	工事発注 指導・助言	・設計段階チェックシート確認 ・仕様書作成 仕様書修正 仕様書特記事項に記載し発注			・設計段階の配慮内容を理解・確認する。 ・設計段階の配慮内容を仕様書に盛り込む。 ・仕様書に「調布市公共工事環境配慮指針」に適用する」旨の内容を特記事項として記載。
	工事施工監理 指導・助言 チェックシート決裁	設計段階チェックシートを業者に配付・説明・指示 施工計画書確認 施工段階チェックシート確認 環境配慮現場確認 施工段階チェックシート修正	環境配慮指針と設計段階チェックシートの把握 施工計画書作成（環境配慮提案） 施工段階チェックシート作成 工事実施 施工段階チェックシート修正（結果反映）	必要に応じて 相談・調整	・環境配慮指針と設計段階の配慮内容を業者に説明・指示する。 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出
供用段階	チェックシート決裁	工事完了検査 監視の実施 供用段階チェックシート作成		必要に応じて 相談・調整 供用段階チェックシート提出・決裁	・道路供用時の騒音等 ・全体の評価・課題整理 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出

(2) 建築工事・その他工事（設備工事等）・土木工事（建築物を伴う駐輪場の整備）

段階	施設主管課長 施設主管課担当者	工事主管課長 工事主管課担当者	設計業者 工事請負業者	環境政策課	備考
計画段階	環境配慮指針確認			制度説明	推進責任者は、施設主管課長。施設内容が未決定の企画段階では、企画を担当する課の課長。 ・工事概要書に各チェックシートを添付して課長決裁。 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出。
	相談・調整・協議			相談・調整	
	計画立案 計画段階チェックシート作成			相談・調整	
	計画段階チェックシート修正・決裁	計画段階チェックシート合議		計画段階チェックシート提出・決裁	
	工事に係る調査・設計依頼書 チェックシートコピー提出				
設計委託発注	相談・調整	・計画段階チェックシート確認 ・仕様書案作成 仕様書修正 仕様書特記事項に記載し発注			・計画段階の配慮内容を理解・確認する。 ・計画段階の配慮内容を仕様書に盛り込む。 ・仕様書に「調布市公共工事環境配慮指針」に適用する」旨の内容を特記事項として記載。
	報告 相談・調整	計画段階チェックシートを業者に配付・説明・指示 環境配慮指針と計画段階チェックシートの把握 環境配慮指針に基づき ・設計案作成（業者から環境配慮提案） ・設計段階チェックシート作成 設計段階チェックシート修正・決裁 設計案修正 設計段階チェックシート提出・決裁	必要に応じて 相談・調整	・環境配慮指針と計画段階の配慮内容を業者に説明・指示する。 ・設計段階チェックシート案の作成は、設計業者でも担当者でも良い。 ・設計段階チェックシートは、担当者が確認・修正し、課長決裁。 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出。	
設計段階	報告 相談・調整	・設計段階チェックシート確認 ・仕様書案作成 仕様書修正 仕様書特記事項に記載し発注			・設計段階の配慮内容を理解・確認する。 ・設計段階の配慮内容を仕様書に盛り込む。 ・仕様書に「調布市公共工事環境配慮指針」に適用する」旨の内容を特記事項として記載。
	チェックシート決裁	設計段階チェックシートを業者に配付・説明・指示 環境配慮指針と設計段階チェックシートの把握 施工計画書確認 施工段階チェックシート確認 環境配慮現場確認 施工段階チェックシート決裁 施工段階チェックシート修正（結果反映） 施工段階チェックシート提出・決裁	必要に応じて 相談・調整	・環境配慮指針と設計段階の配慮内容を業者に説明・指示する。 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出。	
工事発注	報告 相談・調整	竣工検査立会 竣工検査 供用段階チェックシート作成 説明・相談 チェックシート決裁 供用段階チェックシート合議			・全体の評価・課題整理 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出。
	チェックシート決裁	竣工検査立会 竣工検査 供用段階チェックシート作成 説明・相談 チェックシート決裁 供用段階チェックシート合議	必要に応じて 相談・調整	供用段階チェックシート提出・決裁	
施工段階	報告 相談・調整	竣工検査立会 竣工検査 供用段階チェックシート作成 説明・相談 チェックシート決裁 供用段階チェックシート合議			・全体の評価・課題整理 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出。
	チェックシート決裁	竣工検査立会 竣工検査 供用段階チェックシート作成 説明・相談 チェックシート決裁 供用段階チェックシート合議	必要に応じて 相談・調整	供用段階チェックシート提出・決裁	
供用段階	報告 相談・調整	竣工検査立会 竣工検査 供用段階チェックシート作成 説明・相談 チェックシート決裁 供用段階チェックシート合議			・全体の評価・課題整理 ・決裁後速やかにコピーと電子媒体を提出。
	チェックシート決裁	竣工検査立会 竣工検査 供用段階チェックシート作成 説明・相談 チェックシート決裁 供用段階チェックシート合議	必要に応じて 相談・調整	供用段階チェックシート提出・決裁	

刊行物番号

2014-247

調布市公共工事環境配慮指針

発行

平成27年3月

調布市

編集

環境部環境政策課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

TEL : 042-481-7086～7 FAX : 042-481-7550

E-mail : kankyoushou@w2.city.chofu.tokyo.jp

【表紙写真】

調布市いきものフォトコンテスト 2011～感じよう！生物多様性～

《多摩川部門・優秀賞》 小関 岩夫 さん

写真タイトル：コサギの壮絶バトル

撮 影 日：平成23年8月2日

写真説明文：優雅な姿から想像もつかない大喧嘩を見ました。

かみあったまま堰の下まで落ちていきました。

○調布市公共工事環境配慮指針は、生物多様性にも配慮した内容になっています。例えば、公共施設への雨水浸透施設の設置の推進は、湧水量の維持に貢献し、湧水が用水路や野川を経て多摩川に流れ込み、その水質保全にもつながります。そのことにより、多摩川のいきものの生息環境の維持向上につながっていくと考えられます。